

他市における子どもの権利条例の制定状況 (条例集)

令和7年6月26日

江別市子ども家庭部子育て支援課

目次

1	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例.....	1
2	石狩市こどもの権利条例.....	6
3	北広島市子どもの権利条例.....	9
4	旭川市子ども条例.....	12
5	滝川市の未来を担う子どもの子育て・子育て環境づくりに関する条例 .	14
6	士別市子どもの権利に関する条例.....	16
7	子どもの権利に関する条例（奈井江町）.....	19
8	芽室町子どもの権利に関する条例.....	21
9	幕別町子どもの権利に関する条例.....	23
10	川崎市子どもの権利に関する条例.....	26
11	なごや子どもの権利条例.....	31
12	武蔵野市子どもの権利条例（東京都武蔵野市）.....	35
13	藤枝市こども基本条例（静岡県藤枝市）.....	39
14	越前市こどもの幸福条例（福井県越前市）.....	42
15	杉並区子どもの権利に関する条例.....	50
16	【参考】こども基本法.....	59
17	【参考】子どもの権利条約.....	66

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 子どもの権利の普及(第4条—第6条)
- 第3章 子どもにとって大切な権利(第7条—第11条)
- 第4章 生活の場における権利の保障
 - 第1節 家庭における権利の保障(第12条・第13条)
 - 第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障(第14条—第19条)
 - 第3節 地域における権利の保障(第20条—第23条)
 - 第4節 参加・意見表明の機会の保障(第24条—第27条)
 - 第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障(第28条)
 - 第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援(第29条—第31条)
- 第5章 子どもの権利の侵害からの救済(第32条—第44条)
- 第6章 施策の推進(第45条・第46条)
- 第7章 子どもの権利の保障の検証(第47条・第48条)
- 第8章 雑則(第49条)

附則

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立ってつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者として規則で定める者をいいます。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。

3 この条例において「保護者」とは、親及び児童福祉法に定める里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

(責務)

第3条 保護者、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」といいます。)、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。

第2章 子どもの権利の普及

(広報及び普及)

第4条 市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めるものとします。

(子どもの権利の日)

第5条 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、さっぽろ子どもの権利の日(以下「権利の日」といいます。)を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

(学習等への支援)

第6条 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第3章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第7条 この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
 - (2) 愛情を持ってはぐくまれること。
 - (3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
 - (4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
 - (5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
 - (6) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。
- (自分らしく生きる権利)

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- (4) プライバシーが守られること。

(豊かに育つ権利)

第10条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- (4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- (5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- (6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。
- (7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

(参加する権利)

第11条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4) 仲間をつくり、集まること。

第4章 生活の場における権利の保障

第1節 家庭における権利の保障

(保護者の役割)

第12条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくよう努めるものとします。

(虐待及び体罰の禁止等)

第13条 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

(施設関係者の役割)

第14条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

(開かれた施設づくり)

第15条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者(以下「施設設置管理者」といいます。)は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

(いじめの防止)

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

(虐待及び体罰の禁止等)

第17条 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

(関係機関等との連携と研修)

第18条 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(事情等を聴く機会の設定)

第19条 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

第3節 地域における権利の保障

(地域における市民及び事業者の役割)

第20条 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとします。

(地域における子どもの居場所)

第21条 市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

(地域における自然環境の保全)

第22条 市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めるものとします。

(安全で安心な地域)

第23条 市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

2 市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第4節 参加・意見表明の機会の保障

(子どもの参加等の促進)

第24条 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(市の施設に関する子どもの意見)

第25条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(審議会等への子どもの参加)

第26条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

2 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信等)

第27条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

(お互いの違いを認め尊重する社会の形成)

第28条 市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

2 市は、前項の差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。

3 市は、前項の取組を行う際には、次のことなどに配慮しなければなりません。

(1) 障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。

(2) 子どもが、アイヌ民族の生活、歴史、文化等を学ぶこと。

(3) 外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。

(4) 子どもが、性別による固定的な役割分担にとらわれないこと及び性的少数者について理解すること。

第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

(保護者への支援)

第29条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。

(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第30条 施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(市民の地域での活動の支援)

第31条 市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めるものとします。

第5章 子どもの権利の侵害からの救済

(相談及び救済)

第32条 市は、次条第1項に定める救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(救済委員の設置及び職務)

第33条 市は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、札幌市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。

2 救済委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。

(3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。

(4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。

(救済委員の責務等)

第34条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力・連携を図るものとします。

2 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。

3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

4 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めるものとします。

5 市の機関以外のものは、救済委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとします。

(救済委員の定数、任期等)

第35条 救済委員の定数は、2人とします。

2 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、代表救済委員は、救済委員に関する庶務を処理するものとします。

3 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱します。

4 救済委員は、任期を3年とし、1期に限り再任されることができます。

5 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、議会の同意を得て解嘱することができます。

6 救済委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は長その他市長が別に定める者と兼ねることができません。

(相談及び救済の申立て)

第36条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害にかかわる事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。

(1) 市内に住所を有する子どもに係るもの

(2) 市内に通勤し、又は市内に存する育ち学ぶ施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に定める子どもを除きます。)に係るもの(相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限ります。)

2 救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができます。

(調査及び調整)

第37条 救済委員は、救済の申立てにかかわる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

2 救済委員は、救済の申立てが、救済にかかわる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。

4 救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。

5 救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

6 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の対象外)

第38条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

(3) 札幌市オンブズマンに苦情を申し立てた事案に関するものであるとき。

(4) 救済委員又は札幌市オンブズマンの行為に関するものであるとき。

(5) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。

(6) 前条第2項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除きます。)

(7) 前各号のほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。

(勧告等の実施)

第39条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。

2 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができます。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

(是正等の要請)

第40条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

(報告及び公表)

第41条 救済委員は、第39条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとします。

3 救済委員は、第39条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

4 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければなりません。

(活動状況の報告)

第42条 救済委員は、毎年、その活動状況について、市長及び議会に報告するとともに、これを公表するものとします。

(調査員及び相談員)

第43条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、調査員及び相談員(以下「調査員等」といいます。)を置きます。

2 調査員等は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 第34条第1項から第3項まで及び第35条第6項の規定は、調査員等について準用します。

(規則への委任)

第44条 この章に定めるもののほか、救済委員の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

第6章 施策の推進

(施策の推進)

第45条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。

(推進計画)

第46条 市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。

第7章 子どもの権利の保障の検証

(権利委員会の設置等)

第47条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を置きます。

2 権利委員会は、前条第1項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

3 権利委員会は、15人以内の委員で組織します。

4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

(答申等及び市の措置)

第48条 権利委員会は、前条第2項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。

2 権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

第8章 雑則

(委任)

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市長が別に定める日から施行します。(平成21年規則第7号で平成21年4月1日から施行。ただし、附則第3項の規定は、平成21年規則第7号の公布の日(平成21年2月25日)から施行)

(経過措置)

2 第36条から第41条までの規定は、これらの規定の施行の日(以下「施行日」といいます。)の3年前の日から施行日の前日までの間にあった子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てについても適用し、当該3年前の日前にあった子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てについては、適用しません。

(準備行為)

3 第35条第3項の規定による救済委員の委嘱のために必要な行為は、同項の規定の施行前においても行うことができます。

4 札幌市オンブズマン条例(平成12年条例第53号)の一部改正〔省略〕

5 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部改正〔省略〕

6 札幌市職員等の旅費に関する条例(昭和26年条例第31号)の一部改正〔省略〕

石狩市こどもの権利条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 こどもにとって大切な権利(第3条—第6条)
- 第3章 こどもの権利を保障するための役割(第7条—第10条)
- 第4章 こどもの意見表明と参加(第11条・第12条)
- 第5章 こどもの権利の侵害に関する相談と救済(第13条—第20条)
- 第6章 条例を推進するための仕組み(第21条—第23条)
- 第7章 雑則(第24条)

附則

こどもは、それぞれが一人の人間として権利の主体であり、大きな可能性を持ったかけがえのない存在です。あらゆる差別や不利益を受けることなく、夢や希望を抱き、幸せに生きる権利があります。

今、いじめや虐待、貧困などつらい状況にあるこどもがいたり、子育ての負担感や孤立感から不安を抱える保護者がいます。

石狩市のこどもたちは、自分らしく健やかに成長していくために、次のことを願っています。

- ・命が守られ、自分らしく成長したい
- ・安心して遊んだり、休んだり、学んだりしたい
- ・自分で考えて行動し、おとなと同じように意見を言いたい
- ・おとなは責任を持ってこどもを育ててほしい
- ・いじめや暴力、差別、虐待のない社会になってほしい
- ・すべての人にこどもの権利を理解してほしい

おとなは、心豊かで安心できる環境をつくり、愛情を持ってこどもを守り育てます。そして、こどもの声を聴き、意見を尊重して一緒に考え、こどものために最も良いことを一番に考える責任があります。

わたしたちは、手話が言語であることを認め合えるまち、協働しながらまちづくりを進めるまち、市民が行政活動に参加するまちに住んでいます。

こどもたちの今と未来のために石狩市は、「こどもまんなかまちづくり」の考えのもと、どのような環境に生まれ、どのような状況で育っても、身近なところに安心できる居場所や頼れる人がいて、悩みや思いを話すことができ、相手も自分も大切にしながら、すべてのこどもがいつも笑顔で暮らせるみんなにやさしいまちを目指し、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)、日本国憲法、こども基本法(令和4年法律第77号)その他関連する法令に基づき、こどもの大切な権利が将来にわたって保障され、こどもたちが安心して自分らしく健やかに成長していくための施策を総合的に推進することを目的とします。

(ことばの意味)

第2条 この条例におけることばの意味は、次のとおりです。

- (1) こども 心身の発達過程にある者をいいます。
- (2) おとな こども以外の者をいいます。
- (3) 保護者 親、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める里親その他親に代わりこどもを養育する者をいいます。
- (4) こどもに関係する施設 児童福祉法、学校教育法(昭和22年法律第26号)、社会教育法(昭和24年法律第207号)などに定める保育所、認定こども園、児童館、学校、図書館、公民館など、こどもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。

第2章 こどもにとって大切な権利

(安全に安心して生きる権利)

第3条 こどもは、安全に安心して生きるために、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られ、平和で安全な環境で、安心して暮らすこと。
 - (2) 愛情と理解を持って育まれ、健やかに成長すること。
 - (3) 障がいがあることや性別などを理由とした、あらゆる差別を受けないこと。
- (自分らしく成長できる権利)

第4条 こどもは、自分らしく成長するために、次のことが保障されます。

- (1) 一人ひとりの能力や個性を伸ばすこと。
- (2) 自分に合った方法で学ぶこと。
- (3) 遊んだり、休んだりすること。
- (4) こどもであることにより、不当な扱いを受けないこと。

(意見を表明し、参加する権利)

第5条 こどもは、自分の意見を表明し、自分に関わりのあることに参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の考えや意見を表明することができ、大切に受け入れられること。
- (2) 必要な情報を得ること。
- (3) 自分に関わりのあることの決定に参加すること。

(4) いろいろな考えの人が集まって仲間になること。

(守り、守られる権利)

第6条 こどもは、自分を守り、自分が守られるために、次のことが保障されます。

(1) あらゆる権利の侵害から守られること。

(2) いじめや虐待など、あらゆる暴力から、心や体が傷つかないように守られること。

(3) プライバシーが守られること。

(4) 失敗してもやり直す機会があり、そのための支援を受けられること。

第3章 こどもの権利を保障するための役割

(おとなの役割)

第7条 おとなは、こどもの権利が保障されるように努めるものとします。

2 事業者は、仕事と子育てが両立できるような環境づくりに努めるものとします。

(保護者の役割)

第8条 保護者は、こどものために最も良いことをこどもと一緒に考えて、愛情と理解を持ってこどもを育てるものとします。

2 保護者は、安心して子育てができるように、必要な支援を受けることができます。

(こどもに関係する施設の役割)

第9条 こどもに関係する施設は、こどものために最も良いことをこどもと一緒に考え、指導や支援をしながら、保護者と連携してこどもを育てるものとします。

2 こどもに関係する施設は、こどもの年齢や個性に応じて、こどもの主体的な活動を支援するものとします。

3 こどもに関係する施設は、いじめや虐待などの防止と相談しやすい環境づくりに努めるものとします。

(市の責務)

第10条 市は、こどもの権利を保障するため、国や他の自治体、関係機関と連携して必要な施策に取り組みます。

2 市は、保護者やこどもに関係する施設がそれぞれの役割を果たすことができるように、必要な支援をします。

3 市は、こどもが自分らしく、安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。

第4章 こどもの意見表明と参加

(こどもの意見表明)

第11条 こどもは、自分の意見を表明することができます。

2 こどもは、意見を表明したことによる不利益を受けません。

3 こどもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重するように努めるものとします。

4 市、おとな、こどもに関係する施設の関係者は、こどもが意見を表明しやすい環境づくりに努めるものとします。

5 市、おとな、こどもに関係する施設の関係者は、年齢や発達などの理由によって、自分の意思をうまく表現できないこどもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見を代弁するように努めるものとします。

6 市、おとな、こどもに関係する施設の関係者は、こどもに関わりのあることを決めるときはこどもの意見を聴き、その意見を尊重し、こどものために最も良いことが優先されるように考慮するものとします。

7 市は、こどもが意見を表明しやすいように、これを支援する人材の育成に努めます。

(こどもの参加)

第12条 こどもは、市民の一員として、まちづくりに参加することができます。

2 おとなは、こどもの多様な社会参加に協力するように努めるものとします。

3 こどもに関係する施設は、その施設の運営と活動にこどもの意見を取り入れたり、こどもが参加したり、決定に関わることができるように努めるものとします。

4 市は、こどもに関係する施策と計画の決定、これらの実施結果の評価などをするときは、おとなと同じように、こどもにも意見を表明できる機会を設けるように努めます。

5 市は、こどもが市政に対して意見を表明し、自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりを推進します。

6 市は、こどもが社会参加の楽しさを味わうことができるように、こどもの社会参加を促進するための人材の育成に努めます。

7 市は、こどもが利用する公共施設について、その運営にこどもの意見を取り入れたり、参加できる仕組みづくりに努めます。

第5章 こどもの権利の侵害に関する相談と救済

(こどもの権利救済委員会の設置)

第13条 市は、こどもの権利の侵害に速やかに対応し、その権利が回復できるようにするため、石狩市こどもの権利救済委員会(以下「救済委員会」という。)を置きます。

2 救済委員会の委員(以下「救済委員」という。)は、3人以内とします。

3 救済委員は、次条に定める救済委員会の職務の遂行について利害関係がなく、こどもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱します。

4 救済委員は、任期を3年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 救済委員は、再任されることができます。

6 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるときや職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。

(救済委員会の職務)

第14条 救済委員会の職務は、次のとおりとします。

(1) こどもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援をすること。

(2) こどもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、対象となるこどもや保護者の意向を最大限尊重しながら、事実の調査や調整をすること。

(3) 前号に定める調査や調整の結果、救済委員会が必要であると認めるときは、市長に対し、市の関係機関に是正の措置を講ずるように勧告すること又はこどもに関係する制度の改善を求めるための意見を表明すること。

- (4) 第2号に定める調査や調整の結果、救済委員会が必要であると認めるときは、市長に対し、市以外の関係機関に是正の措置を講ずるよう要請すること(以下「是正要請」という。)を提言すること。
- (相談と救済の申立て)
- 第15条 すべての人は、次に掲げるこどもの権利の侵害に関する事項について、救済委員会に対し、相談と救済の申立てをすることができます。
- (1) 市内に居住するこどもに関するもの
- (2) 市内に通学したり、市内のこどもに関係する施設に通学、通所、利用をするこども(前号に定めるこどもを除く。)に関するもの(相談と救済の申立ての原因となった事実が市内で生じた場合に限る。)
- 2 救済の申立ては、文書又は口頭で行います。
- (救済委員会の責務)
- 第16条 救済委員会は、こどもの権利の擁護者として、こどもの意見などを聴き、公正で適正に職務を遂行するように努めるものとします。
- 2 救済委員会は、こどものために最も良いことを実現するために関係機関と相互に連携するものとします。
- (救済委員会への協力)
- 第17条 市は、救済委員会の独立性を尊重し、職務の遂行に協力するとともに、必要な支援をします。
- 2 こども、保護者、おとな、こどもに関係する施設の関係者は、救済委員会の職務に協力するように努めるものとします。
- (勧告などの尊重)
- 第18条 市長は、救済委員会から第14条第3号に定める勧告又は意見表明があった場合は、これらを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。
- 2 市長は、前項の措置について、救済委員会に報告します。
- 3 市長は、救済委員会から第14条第4号の定めによる是正要請の提言があった場合は、市以外の関係機関に対する是正要請をするものとします。
- 4 前項に定める是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を講ずるように努めるものとします。
- 5 市長は、第3項に定める是正要請を受けた者に対し、その是正のために講じた措置について、報告を求めるものとします。この場合において、市長は、その内容について救済委員会に報告します。
- (活動状況の報告)
- 第19条 救済委員会は、毎年の活動状況を市長に報告し、市長は、これを公表します。
- (こどもの権利調査相談員)
- 第20条 救済委員会の職務の遂行を補佐するため、石狩市こどもの権利調査相談員(以下「相談員」という。)を置きます。
- 2 第16条の規定は、相談員について準用します。
- 第6章 条例を推進するための仕組み
- (こどもの権利の普及啓発)
- 第21条 市は、市民に対し、こどもの権利の普及啓発を行います。
- 2 市は、こどもの権利について理解や関心を深めるために、石狩市こどもの権利月間を定めます。
- 3 石狩市こどもの権利月間は、毎年11月とします。
- (推進計画の策定)
- 第22条 市は、総合的にこどもの権利を保障するため、石狩市こどもの権利推進計画(以下「推進計画」という。)を策定します。
- (推進計画の進め方と評価)
- 第23条 市は、推進計画の進捗状況について、毎年度調査します。
- 2 市は、石狩市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第23号)に定める石狩市子ども・子育て会議に調査の結果を報告し、評価や意見を求めます。
- 3 市は、石狩市子ども・子育て会議の評価や意見を公表し、必要に応じて改善します。
- 第7章 雑則
- (委任)
- 第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。
- (石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成5年条例第4号)の一部を次のように改正します。
- (次のよう省略)
- (石狩市子ども・子育て会議条例の一部改正)
- 3 石狩市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第23号)の一部を次のように改正します。
- (次のよう省略)
- (準備行為)
- 4 この条例の施行後最初に委嘱される救済委員の選任のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができるものとします。
- (検討)
- 5 市は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しをするものとします。

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 子どもの権利(第6条—第10条)
- 第3章 子どもの生活の場における権利の保障(第11条—第15条)
- 第4章 子どもの参加の促進(第16条・第17条)
- 第5章 相談及び救済(第18条—第22条)
- 第6章 施策の推進(第23条—第25条)
- 第7章 雑則(第26条)

附則

全ての子どもは、生まれたときから尊ばれ、世界でただ一人のかけがえのない存在として、幸せに生きる権利を持っています。この権利は、人間が長い歴史の中で大変な努力をして手にしてきたものです。

子どもの権利が守られるためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です。また、子ども自身が、自分の権利を正しく理解し、自分で判断し、意見を述べ、自信と誇りを持って生きることが大切です。これらの経験を通して、他の人の権利を大切にし、互いに尊重し合う力を身に付け、責任を持って行動できる大人へと成長していきます。

大人は、子どもを差別や暴力から守り、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、子どもの最善の利益のために、共に考え、支えていく責任があります。

子どもは、大人と共に北広島市をつくっていくパートナーです。子どもが参加し、子どもの視点を大切にしてくれたまちは、全ての人にとってやさしいまちとなります。子どもは、社会の一員として尊重され、大人と共に北広島市のまちづくりを担っていきます。

私たちは、北広島市が平和を願うまちであることに誇りを持っています。平和を願うまち北広島市において、子どもは、これからの社会を築いていく未来への希望であり、平和の灯をいつまでも絶やさないために、大切に育んでいかなければなりません。

私たち北広島市民は、子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちを目指し、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、北広島市子どもの権利条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかな成長を願い、子どもの権利の保障について必要な事項を定めることにより、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 市内に居住し、又は通学し、若しくは通勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。
- (2) 保護者 親、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために通学し、通所し、入所し、又は利用する施設をいいます。
- (4) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者、職員等をいいます。
- (5) 市民 市内に居住し、又は市内で活動する者をいいます。

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、施策において、その保障に努めなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの成長と養育について第一義的責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 3 施設関係者は、育ち学ぶ施設において、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 4 事業者は、雇用している子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 5 市民は、子どもに関わる場や機会において、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 6 市、保護者、施設関係者、事業者及び市民は、互いに連携して子どもの権利の保障に努めなければなりません。

(権利の普及等)

第4条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その普及に努めるものとします。

- 2 市は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもの権利についての教育や学習が行われるよう、必要な支援に努めるものとします。
- 3 市は、子ども自身による子どもの権利に関する学習について、必要な支援に努めるものとします。

(子どもの権利月間)

第5条 市は、子どもの権利について市民の関心を高め、理解を深めるため、北広島市子どもの権利月間(以下「子どもの権利月間」といいます。)を設けます。

- 2 子どもの権利月間は、11月とします。
- 3 市は、子どもの権利月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとします。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、子どもが成長していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、安心して生きるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 平和と安全な環境の下で生活すること。
 - (2) 自分の命がかけがえのないものとして守られ、尊重されること。
 - (3) 愛情と理解をもって育まれること。
 - (4) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
 - (5) 差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと。
- (守り、守られる権利)

第8条 子どもは、自分を守り、自分が守られるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けたときに支援や救済を求めること。
 - (2) 危険から身が守られること。
 - (3) 個性が認められ、人格が尊重されること。
 - (4) プライバシーが守られること。
 - (5) 誇りを傷つけられないこと。
 - (6) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
 - (7) 自分が持っている能力を伸ばすための必要な支援を受けること。
 - (8) 自分に関することを決めるとき、適切な支援を受けること。
 - (9) 障がいのある子どもが、尊厳を保ち、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること。
 - (10) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等に親しみ、学び、又は表現することが尊重されること。
- (健やかに育つ権利)

第9条 子どもは、自分を豊かにし、健やかに育つために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 学ぶことを通して人間的発達を目指すこと。
 - (2) 遊ぶことを通して良好な人間関係を築くこと。
 - (3) 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむこと。
 - (4) 自分の将来を決めること。
 - (5) 自分の幸せな未来の実現に向けて、必要な情報を得ること。
 - (6) 安心できる居場所が確保されること。
- (参加する権利)

第10条 子どもは、自ら社会に参加するために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域等の場で自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 情報提供等の適切な支援を受けられること。

第3章 子どもの生活の場における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第11条 保護者は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた養育に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それに応えていくとともに、子どもと十分に話し合うことに努めなければなりません。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第12条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むために重要な役割を果たすことを認識し、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた支援や指導に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの権利について学ぶ機会を設けるよう努めなければなりません。

(地域における権利の保障)

第13条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことができるよう必要な支援に努めるものとします。

2 市民は、地域において、子どもを育てるという意識を持ち、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

(地域における子どもの居場所)

第14条 市及び市民は、地域において、子どもが安全に安心して過ごすことができるよう子どもの居場所づくりに努めるものとします。

(虐待等の禁止)

第15条 何人も、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 何人も、いじめの防止に努めなければなりません。

第4章 子どもの参加の促進

(子どもの参加の促進)

第16条 市は、まちづくり及び施策について、子ども会議の開催等子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設関係者は、育ち学ぶ施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域活動について、子どもがその一員として意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(分かりやすい情報発信)

第17条 市、施設関係者及び市民は、子どもの参加の促進を図るため、子どもに関する施策、取組等について分かりやすい情報発信に努めるものとします。

第5章 相談及び救済

(救済委員会)

第18条 市は、子どもの権利の侵害に対して、迅速かつ適切な救済を図り、権利の回復を支援するために、北広島市子どもの権利救済委員会(以下「救済委員会」といいます。)を置きます。

2 救済委員会は、次に掲げる事務を所掌します。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談について、助言又は支援を行うこと。

- (2) 第21条第1項の規定に基づく子どもの権利の侵害に関する救済の申立てについて、調査及び調整を行うこと。
- (3) 子どもの権利の侵害について、市長に対して、必要な措置を講ずることを求めること。
- 3 救済委員会は、委員3人で組織します。
- 4 救済委員会の委員(以下「救済委員」といいます。)は、人格が高潔で、人権、福祉、教育等の子どもの権利に関する分野において識見を有する者のうちから市長が委嘱します。
- 5 救済委員の任期は、3年とします。ただし、救済委員が欠けた場合における補欠の救済委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 救済委員は、再任されることができます。
- 7 市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他明らかに救済委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、第4項の規定による委嘱を解くことができます。
- 8 救済委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。
- 9 前各項に定めるもののほか、救済委員会に関し必要な事項は、規則で定めます。
- (市長が行う措置)
- 第19条 市長は、救済委員会から前条第2項第3号の規定による求めがあったときは、関係する市の機関に対し勧告、指示又は命令(以下「勧告等」といいます。)を、市の機関以外のものに対し是正要請を行うことができます。
- 2 市長は、勧告等を受けた市の機関に対し、その勧告等に基づき講じた措置について、報告を求めることができます。
- 3 市長は、必要に応じ、第1項の規定による勧告等及び前項の規定による市の機関からの措置の報告について、その内容を公表することができます。
- (救済委員会への協力)
- 第20条 市の機関は、救済委員会の活動に対し、支援しなければなりません。
- 2 市の機関以外のものは、救済委員会の活動に対し、協力するよう努めるものとします。
- (相談及び救済の申立て)
- 第21条 何人も、子どもの権利の侵害について、救済委員会に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。
- 2 救済の申立ては、文書又は口頭で行います。
- (相談員の設置)
- 第22条 救済委員会の活動を補佐するため、北広島市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。
- 2 相談員は、子どもの権利に関する分野において識見を有する者のうちから市長が任用します。
- 第6章 施策の推進
- (関係機関等との連携)
- 第23条 市は、救済委員会によるもののほか、子どもの権利の侵害の防止、相談及び救済について、関係機関等と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。
- (施策の推進)
- 第24条 市は、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めるため、子どもの権利について必要な施策を推進するものとします。
- 2 市は、保護者が安心して子育てができるよう必要に応じた支援に努めるものとします。
- (北広島市こども計画)
- 第25条 市は、北広島市こども計画(こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画をいいます。)に、子どもの権利に関する事項を記載し、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。
- (令5条例22・一部改正)
- 第7章 雑則
- (令5条例22・旧第8章繰上)
- (委任)
- 第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。
- (令5条例22・旧第27条繰上)
- 附 則
- この条例は、平成24年12月1日から施行します。ただし、第5章、第25条及び第7章の規定は、平成25年4月1日から施行します。
- 附 則(令和5年条例第22号)抄
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
-

旭川市子ども条例

子どもは、大人からの愛情を受けることにより、自分や他者を大切にすることを育み、自ら考え、行動することにより、多くのことを学び、経験することを通して生きる力を育みます。大人は、子どもと価値観が異なることがあっても、自ら考え、行動することが、子どもの権利であると認識して、子どもを見守り、又は導くことが大切なことであり、その権利は社会全体が尊重していかなければなりません。

旭川市は、豊かな自然と様々な都市機能とを併せ持った、まちづくりに大きな可能性のあるまちです。将来を担う子どもが、夢や希望を抱きながら様々な交流や活動をし、挑戦をすることを通して、優しさやたくましさを育むことが、自ら未来を切り開く力を養い、さらには、活力のあるまち、いつまでも住み続けたいと思えるまちの実現につながります。

ここに、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する基本理念を明らかにし、市民全体で共有するとともに、市民一人一人が自らの役割を認識し、行動することにより、子どもの夢や希望を支えるまちの実現に寄与するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子どもが健やかに育つ環境づくりに関し基本理念を定め、並びに大人、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に居住し、又は通学し、若しくは通勤するおおむね18歳未満の者をいう。
- (2) 大人 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学するおおむね18歳以上の者をいう。
- (3) 保護者 子どもの親及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 地域住民 市内に居住する者(第1号に規定する子どもを除く。)をいう。
- (5) 青年 地域住民のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学その他これに類する施設に在学する者及びこれと同年齢の者をいう。
- (6) 育ち学ぶ施設 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び学校教育法第1条に規定する学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的とする施設をいう。
- (7) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 子どもが健やかに育つ環境づくりは、子どもが愛情を受けながら育つことを基本として推進されなければならない。

2 子どもが健やかに育つ環境づくりは、子どもが自立して生きる力を身に付けることができるよう、子どもの主体性及び自律性を育むことに留意し、推進されなければならない。

3 子どもが健やかに育つ環境づくりは、大人、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び市が、それぞれの役割を認識し、協力しながら推進されなければならない。

(大人の役割)

第4条 大人は、子どもの年齢及び心身の発達段階を踏まえながら、その育ちを支えるよう努めるものとする。

2 大人は、子どもへの愛情を通して、子どもが自分を大切に、自己肯定感を高めることができるよう、また、他者を大切にすることを育むことができるよう努めるものとする。

3 大人は、子どもが夢や希望を持ち、自ら考え、行動することができる力を育むために、子ども同士の交流並びに多様な経験及び学びが重要であることを理解し、これらの機会の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの育成に責任を有することを自覚し、愛情を持って子育てを行い、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。

2 保護者は、子どもが社会の一員として必要な規範意識を身に付けることができるよう努めるものとする。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、地域が子どもの社会性を育む場であり、子どもが多様な経験をし、学ぶ上で重要な役割を担っていることを認識し、子どもが安心して遊び、学ぶことができる環境づくりに努めるものとする。

2 地域住民は、子ども及び保護者との交流を通して、相互の信頼感を高めることができるよう努めるものとする。

3 青年は、その年齢及び教育環境から、子どもの良き理解者になり得ることを認識し、子ども同士の交流及び活動の促進に努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが集団生活を通して、豊かな人間性及び社会性を育み、健康及び体力並びに自ら学び考える力を高めることができるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることを認識し、その雇用する労働者の仕事と子育てとの両立が図られるよう必要な職場環境の整備に努めるものとする。

(市の役割)

第9条 市は、大人、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、子どもが健やかに育つ環境づくりを総合的かつ計画的に推進するとともに、それぞれの役割を担うために必要な支援を行うものとする。

(家庭への支援)

- 第10条 市は、保護者が家庭において子どもを育成するために必要とする、子ども及び子育てに関する情報及び学習機会の提供に努めるものとする。
- 2 市は、保護者の子ども及び子育てに関する相談に迅速かつ適切に対応するため、支援体制の充実に努めるものとする。
- 3 市は、保護者の仕事と子育てとの両立が図られるよう保育環境の充実に努めるとともに、子育てに対する事業者の理解を深めるよう努めるものとする。
- (地域住民への支援)
- 第11条 市は、地域住民が保護者及び子どもとの関わりを深めるために実施する地域活動の支援に努めるものとする。
- 2 市は、子ども及び子育てに関するボランティアの育成及び活動の支援に努めるものとする。
- (多様な経験及び学びの機会の提供)
- 第12条 市は、子ども同士の交流並びに多様な経験及び学びの機会の充実に努めるため、子ども及び青年によって構成される団体の活動の支援に努めるものとする。
- 2 市は、子どもの自然体験活動、文化芸術活動等への参加機会の提供に努めるものとする。
- 3 市は、子どもが社会の一員として自立する上で必要な社会体験活動の促進に努めるものとする。
- (子どもの意見表明の機会の提供)
- 第13条 市は、子どもの主体性及び自律性を育むとともに、子どもの意見を子どもが健やかに育つ環境づくりの推進に反映させるため、子どもの年齢及び心身の発達段階を踏まえながら、自らの夢や希望、生活環境等について意見を表明する機会の提供に努めるものとする。
- (基本計画)
- 第14条 市長は、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策の大綱
- (2) 子どもを育成する家庭への支援に関する事項
- (3) 子どもに関わる地域住民への支援に関する事項
- (4) 子どもが多様な経験をし、学ぶことができる機会の提供に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、旭川市子ども・子育て審議会条例(平成21年旭川市条例第7号)で定める旭川市子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- (広報及び啓発)
- 第15条 市は、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進するため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- 2 市は、この条例の内容及びこの条例の規定に基づく子どもが健やかに育つ環境づくりについて、子どもの理解を深めるよう努めるものとする。
- (財政上の措置)
- 第16条 市は、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- (委任)
- 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則(平成29年3月24日条例第27号)
- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
-

滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 地域社会の役割(第6条—第10条)
- 第3章 子育て・子育て環境づくりのための基本的な施策等(第11条—第15条)
- 第4章 子育て・子育て環境づくりのための施策の推進(第16条—第18条)
- 第5章 雑則(第19条)

附則

こどもは、社会の宝である。

こどもは、一人ひとりが素晴らしい個性や能力を持ったこの上のない大切な存在である。また、こどもの笑顔や生き生きと遊ぶ姿は、何ものにも代え難い大人にとっての大きな活力源である。そして、滝川の地に育つすべてのこどもが健やかにたくましく成長していくことは、市民すべての願いである。

しかし、今日、こどもを取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行、親の就労形態の変化、近所付き合いの希薄化、そして育児放棄等の児童虐待の増加など、これまでにない複雑化し解決すべき課題を抱えている。

こどもは、健康に生まれ、健康に育つことが保障されなければならない。私たち、滝川市民は、こどもが一人前に育つまで見守る責任がある。そのためには、こどもにかかわるそれぞれの主体がお互いに協力し合い、こどもが健やかに成長できるよう支援に努めなければならない。

このような認識の下、私たちは、地域の子育て・子育て環境づくりの輪を広める中で、郷土の未来を担うこどもが夢と希望を持ち健やかに育つことができるまちづくりを目指し、ここに滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、滝川市における子育て・子育て環境づくりについて、基本理念を定め、地域社会の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、子育て・子育て環境づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって滝川市の未来を担うこどもを健やかに育ていく社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て・子育て環境づくり 地域のこどもは地域で育てるという認識の下、家庭、地域、学校等(学校、幼稚園、保育所その他これらに類する機関をいう。以下同じ。)、企業及び市がそれぞれの役割を担い、相互に密接に連携し、及び協働しながら、安心して子育てができ、こどもが健やかに育つための環境を構築するための取組をいう。

(2) こども 18歳未満の者をいう。

(基本理念)

第3条 子育て・子育て環境づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 家庭、地域、学校等、企業及び市が、こどもの健やかな成長を保障するため、お互いに連携し、及び協働し、子育て・子育て環境づくりに努めること。

(2) 未来を担うこどもが健やかに育ち、その心を育む居場所づくりに努めること。

(3) こどもの視点のまちづくりに努めること。

(大人の責任)

第4条 大人は、その言動がこどもに大きな影響を与えることを認識し、こどもから信頼されるよう自らを省み、こどもの模範とならなければならない。

(こどもの責任)

第5条 こどもは、基本的な社会のきまりを守るように努めなければならない。

2 こどもは、命の尊さを知り、自分自身を大切にするとともに、人を思いやる心を持ち、互いに助け合うことを心掛けなければならない。

第2章 地域社会の役割

(家庭の役割)

第6条 保護者は、こどもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その最も大きな役割を有することを自覚し、こどもを守り育てなければならない。

2 保護者は、こどもの健やかな育ちのため、こどもにとって最善の方法を考え、こどもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければならない。

(地域の役割)

第7条 地域住民及び団体は、子育て・子育て環境づくりを地域社会全体で取り組まなければならない課題ととらえ、こどもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中で育まれることを認識し、その推進に積極的にのかかわるよう努めなければならない。

2 地域住民及び団体は、こどもが地域社会の一員であることを認識し、こどもにかかわる場や機会において、こどもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

3 地域住民及び団体は、犯罪、虐待等からこどもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、こどもの年齢及び発達に応じ、こどもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 学校等は、地域に開かれた体制及びこどもが相談しやすい環境を整えるよう努めなければならない。

3 学校等は、犯罪、虐待等からこどもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携するよう努めなければならない。

(企業の役割)

第9条 企業は、子育て・子育て環境づくりのため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うよう努めなければならない。

2 企業は、仕事と生活の調和の視点から、その雇用する従業員が仕事と子育てとを両立し、子どもとのかかわりを深めることができるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。

(市の役割)

第10条 市は、家庭、地域、学校等及び企業がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うとともに、それぞれが連携し、及び協働して子ども及び子どもを養育する家庭(以下「子育て家庭」という。)を支援できるような調整を行うものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働し、子育て・子育て環境づくりのための施策を実施するものとする。

3 市は、子育て・子育て環境づくりのための施策を実施するため、予算の範囲内で必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第3章 子育て・子育て環境づくりのための基本的な施策等

(こどもの居場所づくり)

第11条 市は、こどもの健やかな育ちを支援するため、家庭、地域、学校等及び企業と連携し、及び協働し、次に掲げる居場所の確保及び存続に努めなければならない。

(1) 子どもが安心して過ごすことができる居場所

(2) こどもの心を育み、様々な世代の人との触れ合いを通じ人間関係を豊かにする居場所

(3) 子どもが自然に親しみ、多様で豊かな体験をすることのできる居場所

(こどもの参画の促進等)

第12条 家庭、地域、学校等、企業及び市は、子どもが、社会の一員であることを自覚することができるよう社会参加をする機会を拡充し、こどもの意見がまちづくりに反映されるよう努めなければならない。

(虐待及びいじめへの対応)

第13条 何人も、子どもに対して虐待及びいじめをしてはならない。

2 市は、家庭、地域、学校等及び関係機関と連携し、及び協働し、子どもに対する虐待及びいじめの未然防止、早期発見及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

(相談体制等の充実)

第14条 市は、子ども自身からの相談や子どもにかかわる相談に対し、必要に応じて関係機関と連携を図り、速やかに対応策を講じ、子ども及び子育て家庭への支援の充実を図るものとする。

(子育て家庭への支援)

第15条 市は、保護者がこどもの養育及び発達に家庭が果たすべき役割を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、家庭、地域、学校等及び企業と連携し、及び協働し、子育て家庭に対する支援を行うものとする。

第4章 子育て・子育て環境づくりのための施策の推進

(計画)

第16条 市は、子育て・子育て環境づくりのための施策を推進するための総合的な計画(以下「計画」という。)を策定し、これを公表するものとする。

2 市は、必要に応じて計画を見直しするものとする。

3 市は、計画を策定し、又は見直ししようとするときは、あらかじめ子ども並びに家庭、地域、学校等及び企業の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(評価)

第17条 市は、計画に基づいて行った施策について評価を行い、その内容について公表するものとする。

2 市は、計画に基づいて行った施策について評価をするときは、子ども並びに家庭、地域、学校等及び企業の意見を生かすよう努めなければならない。

(組織)

第18条 市は、計画の策定及び見直し並びにこれに基づいて行った施策に関する評価についての意見を聴くための市民による会議を組織することができる。

第5章 雑則

(施行細目)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 子どもにとって大切な権利(第4条—第8条)
- 第3章 子どもの権利を保障する大人の責務(第9条—第13条)
- 第4章 子どもに関する施策の推進(第14条—第20条)
- 第5章 子どもの権利の保障状況の検証(第21条・第22条)

附則

子どもは、社会の一員として仲間や大人とともに、よりよい未来をつくっていくことができる地域の宝です。
士別市の子どもたちは、自分たちの権利のことをわかってほしいという願いから、次のように考えています。
私たちは、子どもの権利や参加の機会を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)、士別市まちづくり基本条例(平成24年士別市条例第1号)の理念に基づいて、基本的人権としての子どもの権利を保障し、子どもがいいきと育つことを地域全体で支え合う仕組みを定めることにより、子どもとともに、子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例におけることばの意味は、次のとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の人(18歳に達し、20歳に満たない高校生を含む。)で市内に居住する人、通学する人、通勤する人
- (2) 保護者 親及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める里親、その他親に代わり子どもを養育する人
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法、学校教育法(昭和22年法律第26号)、社会教育法(昭和24年法律第207号)などに定める保育園、児童館、幼稚園、学校、図書館、博物館、公民館など子どもが育ち、学ぶために利用する施設
- (4) 市 市長を代表とする執行機関、教育委員会

(基本的な考え方)

第3条 私たちは、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めるため、次の考え方に基づいて行動します。

- (1) 子どもの最善の利益を第一に考えること。
- (2) 子ども一人ひとりを権利の主体として尊重すること。
- (3) 子どもの生きるよろこびを育むため、その気持ちや考え、行動する力を大切にすること。
- (4) 子どもの年齢や発達に応じた支援をすること。
- (5) 子どもと大人の信頼関係を基本に、地域全体で子どもにやさしいまちづくりを推進すること。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの大切な権利)

第4条 この章に定める権利は、子ども本来の個性や能力の健やかな成長のために、特に大切な権利として保障されます。

2 子どもは、その年齢や発達に応じ、社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重するよう努めます。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、健やかに安心して生きるために、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- (2) あらゆるいじめや差別、暴力を受けず、放任されないこと。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
- (5) 平和で安全な環境の下で生活できること。

(ゆたかに育つ権利)

第6条 子どもは、いろいろな経験を通してゆたかに育つために、次のことが保障されます。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 自然や文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (3) 生活習慣を学び、成長に応じた主体性を身につけること。
- (4) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- (5) 主体性が育まれる居場所が確保されること。

(自分を守り、守られる権利)

第7条 子どもは、自分を守り、守られるために、次のことが保障されます。

- (1) あらゆる権利の侵害から守られること。
- (2) 成長が阻害される状況から保護されること。
- (3) プライバシーが守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (4) 子どもであることをもって不当な扱いを受けないこと。

(意見表明や参加する権利)

第8条 子どもは、自ら社会に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の意見や考えを表明する機会が大切にされ、その意見や考えが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 社会に参画し、意見が活かされる機会があること。
- (4) 社会参加について、適切な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(大人の責務)

第9条 大人は、子どもが生きると感じられるよう、第3条に定める基本的な考え方に基づき、子どもにとって大切な権利を保障しなければなりません。

2 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分を大切にすることや自分以外の人を大切にすることやゆたかな価値観をもつ人間になることができるよう支援しなければなりません。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育や発達について、最も重要な責任をもつべき存在であることを自覚し、子どもにとって最善の利益は何かを考えて、次のことに取り組まなければなりません。

- (1) 子どもが心ゆたかに育つため、子どもの年齢や発達に応じた支援や助言をすること。
- (2) 子どもと向き合い、子どもの気持ちや考えを受け止め、十分に話し合うこと。
- (3) 子どもが家庭で安心して過ごせる環境を整えること。

(育ち学ぶ施設関係者の責務)

第11条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの福祉や教育に携わる人として、次のことに取り組まなければなりません。

- (1) 子どもにとって最善の環境や学びとは何かということに常に気を配りながら、子どもの活動の充実を図ること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを受け止め、話し合い、子どもが意思決定に参加できる機会を設けること。
- (3) 虐待やいじめの予防と早期発見に努めること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するため、研さんに努めること。

(地域住民の責務)

第12条 地域住民は、子どもとともに生活する地域社会の構成員として地域力を発揮し、次のことに取り組まなければなりません。

- (1) 子どもを地域社会の一員として認め、あたたかく見守ること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを大切にし、対話の機会をつくること。
- (3) 子どもが心ゆたかに育つため、地域の行事や活動に参加する機会を設けること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するために、住民意識の高揚に努めること。

2 事業者は、事業活動の中で、子どもが健やかに育つことができるための支援をするとともに、従業員が子育てしやすい職場の環境づくりに配慮すること。

(市の責務)

第13条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、育ち学ぶ施設の関係者や地域住民と連携・協力し、子どもに関する施策を実施します。

2 市は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者や地域住民が、それぞれの責任を果たすことができるよう必要な支援をします。

第4章 子どもに関する施策の推進

(施策の考え方)

第14条 市は、子どもの権利が保障され、それが活かされるまちが、市民にとってもやさしいまちであるという考えに基づいて、まちづくりを進めます。

2 市は、子どもが市に対してもつ考えや思いを反映させる機会をつくります。

3 市は、育ち学ぶ施設や子どもが利用する施設などで、子どもの意見が活かされるよう、子どもが参加する機会をつくります。

(子どもの権利の周知と学習支援)

第15条 市は、子どもの権利に関する理解を深め、関心を高めるための広報活動を行います。

2 市は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者や地域住民等が、子どもの権利について学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう必要な支援をします。

(子育て家庭への支援)

第16条 市は、保護者が子どもの養育や発達に関する最も重要な責任を果たすことにより、子どもが安心して生活することができるよう、保護者、育ち学ぶ施設の関係者や地域住民等と連携・協力し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭への支援を行います。

(育ちを支える居場所づくり)

第17条 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者や地域住民は、子どもが安心して仲間と集い、自主的な活動ができる居場所づくりを進めます。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者や地域住民は、子どもが自然との触れ合いやさまざまな体験をしたり、異なった世代の人々と交流したりする機会を提供し、ゆたかな自己の育ちを支援します。

(意見表明や参加の促進)

第18条 市は、子どもがまちづくりなど市の政策に意見を表明し、参加する機会を提供します。

2 市は、子どもが地域における活動に参加する機会を促進するよう、その方策を普及します。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、施設の行事、運営等について、子ども、保護者などの参加を促し、意見を述べる機会を提供します。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を推進するために、子どもが主体的に活動できるよう支援します。

(子どもに関する行動計画)

第19条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、子どもに関する行動計画(以下「行動計画」といいます。)を策定し、必要に応じて、その内容を見直します。

(子どもの権利侵害に関する相談、救済)

第20条 市は、子どもが虐待、体罰、いじめなどの権利侵害を受けた場合に、子どもの健やかな成長を支援するため、関係機関と連携を図りながら、安心して相談や救済を求めることができる体制を整備します。

第5章 子どもの権利の保障状況の検証

(子どもの権利委員会)

第21条 市は、この条例に基づく施策の実施状況を検証し、子どもの権利を保障するために、土別市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利に関わる分野において識見を有する者、関係団体の職員、公募による市民などの中から市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とし、再任することができます。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(権利委員会の職務)

第22条 権利委員会は、市長から意見を求められたときや必要があると自ら判断したときは、子どもの権利の状況について調査や審議を行います。

2 権利委員会は、前項の審議にあたっては、広く市民に意見を求めることができます。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。

子どもの権利に関する条例

前文

子どもは、個性が認められ、喜びや悲しみを共有できる家族や友達の温もりの中で、健やかに遊び、学び、生きることを願っています。そのことは、子どもが一人の人間として、温かい情、やろうとする意欲、豊かな創造性を持続し、最も人間らしい生き方の基礎・基本を培うことにつながります。

奈井江町の子どもが、最も人間らしく生きるためには、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際条約の原則の基で、町民の誓い、奈井江町教育目標、青少年健全育成の町宣言との整合性を図りながら、子どもの権利保障に向けた環境づくりに総合的に取り組み、かつ、現実には保障していくことが必要です。

それは、「未来からの使者」である子どもにとって、「自然環境の保全」「異文化との共生」「恒久平和の願い」とともに、自らの人格の形成にかかわる非常に大切なものだからです。

町及び町民は、すべての子どもの権利を保障し、幸福に暮らせる町づくりを進めるために、家庭、学校、地域が互いに連携して、大人と子どもそれぞれが役割と責任を自覚し、公德心をもって社会規範を守り、互いに学び、共に育ち、協働することが必要です。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーとして大人に認められ、さまざまな権利が保障される中で、他者の権利を尊重する姿勢や責任感などを身につけます。

一方、大人は、子ども自らが創造的な子ども文化を育み、次代を担う人間として成長していけるよう、愛情と理解をもって見守り、励まし、育てて行くことが大切です。

町及び町民は、協働して、子育てに夢を持ち、子どもが幸福に暮らせる町づくりを進めることを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、奈井江町で育つ子どもにとって、最善の利益が尊重されるとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、町及び町民の役割を明らかにすることにより、子どもの権利を保障し、すべての子どもが幸福に暮らせる町づくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満のすべての者をいう。

(基本理念)

第3条 町及び町民は、奈井江町の子どもを育てるに当たり、子どもの権利を尊重し、子どもの幸福を追求する権利の保障に努めるものとする。

2 子どもは、その権利が保障され、豊かな人間性を養うことにより、自らを律し、主体的に判断してその責任を果たし、自分らしく生きることを支援される。

3 町及び町民は、すべての子どもが幸福に暮らせる町づくりをめざし、子どもと協働する。

4 町民は、安心して子どもを育てることができるよう支援される。

(町の役割)

第4条 町は、基本理念に基づき、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通してその保障に努めるものとする。

2 町は、子どもの権利の保障に向け、町民の理解を深めるために、積極的に広報活動に努めるものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、自らが子どもの育成に大きく関わっていることを理解と自覚をし、子どもの権利保障と子どもが幸福に暮らせる町づくりに努めるものとする。

2 保護者は、子どもの育成に第一義的責任を有し、家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを理解し、子どもを育てることに最善を尽くすとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。

(子どもの生きる権利)

第6条 子どもは、健やかに安心して生きるために、主として次のことが保障される。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) あらゆる形態の差別や暴力を受けず、放任されないこと。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
- (4) 愛情と理解をもって育まれ、成長にふさわしい環境で生活できること。

(子どもの育つ権利)

第7条 子どもは、自分らしく生き、豊かな子ども時代を過ごすために、主として次の権利が保障される。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) ゆとりとやすらぎの時間・空間的保障がされること。
- (3) 成長に必要な情報の入手や活用ができること。
- (4) 自分の将来に係わることについて、適切な助言や支援を受けられること。

(子どもの守られる権利)

第8条 子どもは、自分を守り、守られるために、主として次のことが保障される。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 成長が阻害される状況から保護されること。
- (3) 秘密が守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (4) 子どもであることをもって不当な扱いを受けないこと。

(子どもの参加する権利)

第9条 子どもは、自ら社会に参加するために、主として次のことが保障される。

- (1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。
 - (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
 - (3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。
 - (4) 社会参加に際して、適切な支援を受けられること。
- (子どもの成育環境の保全)

第10条 町は、子どもの権利の保障が図られるよう、子どもの意見を広く聴きながら子どもが自ら育ち、遊び、学べる環境の整備や自然環境の保全に努めるものとする。

2 町は、子どもの成育環境の整備に努めるために、町民その他の関係機関との調整を行うものとする。

(子育て支援)

第11条 町は、保護者が子どもを育てるに当たり、必要に応じて経済的な支援又は社会的な支援を行うこととする。

2 町は、子ども自身が抱える問題や子どもに関する相談に対して、速やかに対応するよう努めるものとする。

(学校・認定こども園)

第12条 学校・認定こども園の機関は、子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むために重要な場であることを認識し、子どもの有するさまざまな権利が保障されるよう自らその役割を点検し、評価するよう努めるものとする。

2 学校・認定こども園の機関は、保護者や地域の町民に積極的に情報を提供し、その運営について意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた学校・認定こども園づくりの推進に努めるものとする。

(子どもの社会参加)

第13条 町及び町民は、子どもの社会参加の機会の確保に努めるものとする。

2 町は、子どもの意見を聴くために、各種の学校をはじめあらゆる子どもの参加のもと、子ども会議を開催する。

3 町は、子ども会議が自主的・自発的に運営されるよう支援し、子どもの総意としてまとめられた意見を尊重し、その実現に努める。

(子どもの活動や町民活動の支援)

第14条 町は、子どもが安心して集い、その自主的な活動や町民の子どもに関する活動を奨励し、支援するものとする。

(相互支援)

第15条 町は、すべての子どもの権利を保障し、幸福に暮らせる町づくりを進めるために、町民その他の関係機関との相互連携を積極的に支援するものとする。

(救済)

第16条 町は、子どもの権利の侵害その他の不利益を受けた場合、迅速かつ適切な救済を組織的に行い、その権利回復に努めるものとする。

2 町は、救済及び権利回復のための組織として、救済委員会を設置する。

(推進体制)

第17条 町は、すべての子どもの権利を保障し、幸福に暮らせる町づくりを進めるために、総合的な推進体制の整備と充実に努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長その他の執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月19日条例第27号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

芽室町子どもの権利に関する条例

前文

子どもは、一人の人間として個性が認められ、喜びや悲しみを共有できる家族、学校、地域の温かい見守りのなか、夢を持ち、遊び、学び、共に生きることを願っています。このことは、たくましい心身と高い知性、豊かな心情と積極的な行動力を身につけ、生きる力の基礎・基本を培うことにつながります。

同時に芽室町の子どもが幸せを感じて生きていくためには、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重など国際条約の原則のもとで、子どもの権利保障に向けた環境づくりに総合的に取り組み、かつ、確実に保障していくことが必要です。子どもの権利保障は、「自然保護」「相違する価値観の尊重」「平和への願い」とともに、自らの人格の形成に関わる非常に大切なものだからです。

そのためには、家庭、学校、地域、企業、町等がそれぞれの役割を担い、互いに協力し「地域の子どもは地域で育てる」ことを基本とし、「温かく」「かつ」「積極的に」見守り、子どもの健全な成長を図ることが大切です。子どもは、大人と共に社会を構成する一員であり、未来の社会の担い手として、さまざまな権利を知り保障される中で、他者の権利を尊重する姿勢や責任感を身につけます。一方、大人は、子ども自らが創造的な子ども文化を育み、次代を担う人間として成長していけるよう、愛情と理解をもって見守り、励まし、育てていくことが大切です。大人と子どもそれぞれが役割と責任を自覚し、公德心をもって社会規範を守り、互いに学び、共に育ち、協力し合うことが必要です。

夢と希望を持ち幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、子どもの権利を保障することを宣言し、条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、芽室町の子どもが健やかに育つために、町及び町民の役割を明らかにするとともに、子どもの権利を保障し、全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例においての用語の意味は、次のとおりです。

(1) 「子ども」とは、18歳未満の全ての者をいいます。

(2) 「学校」とは、子どもが育ち学ぶために、通所、通園又は通学するすべての施設をいいます。

(基本理念)

第3条 町及び町民は、芽室町の子どもを育てるにあたり、子どもの権利を尊重し、子どもの幸福を追求する権利の保障に努めるものとします。

2 子どもは、その権利を知り保障されるなかで、豊かな人間性を養うことにより、自らを律し、主体的に判断して自分らしく生きることを支援されます。

3 町及び町民は、子どもの思いや願いを尊重し、全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを目指すため、子どもと大人がそれぞれの役割と責任を自覚し協力し合います。

4 町民は、安心して子どもを育てることができるよう支援されます。

(子どもの生きる権利)

第4条 子どもは、健やかに安心して生きるために、主として次のことが保障されます。

(1) 命が守られ、尊重されること。

(2) あらゆる形態の差別や暴力、虐待等を受けず、放任されないこと。

(3) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。

(4) 思いやりを受けながら、成長にふさわしい環境で生活できること。

(子どもの育つ権利)

第5条 子どもは、自分らしく生き、豊かな子ども時代を過ごすために、主として次のことが保障されます。

(1) 個性が認められ、人格が尊重されること。

(2) ゆとりとやすらぎの時間とそのために必要な場所や機会が保障されること。

(3) 成長に必要な情報の入手や活用ができること。

(4) 自分の将来に係わることについて、適切な助言や支援を受けられること。

(子どもの守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、守られるために、主として次のことが保障されます。

(1) 子どもに保障されるあらゆる権利の侵害から逃れられ、保護されること。

(2) 健全な心身の育成が阻害される状況から保護されること。

(3) 秘密が守られ、誇りを傷つけられないこと。

(4) 子どもであることをもって不当な扱いを受けないこと。

(子どもの参加する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加するために、主として次のことが保障されます。

(1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。

(2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

(3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。

(4) 社会参加に際して、適切な支援を受けられること。

(家庭の役割)

第8条 子どもを養育する全ての者は、子どもの生育に第一義的責任を有し、家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを理解し、子どもを育てることに最善を尽くすとともに、子どもの権利の保障に努めるものとします。

(学校の役割)

第9条 学校は、子どもの人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、学校間の連携を図るとともに、開かれた学校づくりに努めるものとします。

（地域の役割）

第10条 地域は、子どもを豊かな人間関係の中で育むために、子どもが安心して集い、交流できる環境づくりに努めるものとします。

（企業の役割）

第11条 企業は、その活動を行う中で、子どもが健やかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めるものとします。

（町の役割）

第12条 町は、基本理念に基づき、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通してその保障に努めます。

2 町は、子どもの権利に対する町民の理解を深めるために、積極的な広報活動に努めます。

（子どもの生育環境の保全）

第13条 町は、子どもの権利の保障が図られるよう、子どもの意見を広く聴きながら子どもが自ら育ち、遊び、学べる環境の整備や自然環境の保全に努めます。

2 町は、子どもの生育環境の整備に努めるために、町民その他関係機関と調整を行います。

（子育て支援）

第14条 町は、保護者が子どもを育てるにあたり、必要に応じて経済的な支援又は社会的な支援を行います。

2 町は、子ども自身が抱える問題や子どもに関する相談に対して、速やかに対応するよう努めます。

（子どもの活動や町民活動の支援）

第15条 町は、子どもが安心して集い、その自主的な活動や町民の子どもに関する活動を奨励し、支援します。

（相互支援）

第16条 町は、全ての子どもの権利を保障し、幸福に暮らせるまちづくりを進めるために、町民その他関係機関との相互連携を積極的に支援します。

（虐待及び体罰の禁止）

第17条 子どもを養育する全ての者は、虐待及び体罰（以下「虐待等」という。）を行ってはなりません。

（相談及び救済）

第18条 町は、虐待等又はいじめによる権利の侵害を防ぐため、関係機関と連携を密にするとともに、権利の侵害が子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、だれもが安心して相談し、救済を求めることができるよう、権利の侵害から子どもを救済する芽室町子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 委員会は、子どもの権利の侵害について、町長に対し必要な措置を講じることを求めることができます。

3 町長は、委員会から前項に基づく求めがあったときは、その内容を尊重し、町の関係機関に対し勧告、指示又は命令を、それ以外の機関に対し是正要請を行うことができます。

（子どもの社会参加）

第19条 町及び町民は、子どもの社会参加の機会の確保に努めます。

2 町は、子どもの意見を聴くために会議を開催します。

3 町は、会議において子どもの総意としてまとめられた意見を尊重し、その実現に努めます。

（推進体制）

第20条 町は、全ての子どもの権利を保障し、幸福に暮らせるまちづくりを進めるために、総合的な推進体制の整備と充実に努めます。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めます。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行します。

附 則（平成28年3月28日条例第15号）

この条例は、平成28年4月1日から施行します。

幕別町子どもの権利に関する条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条―第3条)
- 第2章 子どもにとって大切な権利(第4条―第8条)
- 第3章 子どもの権利を保障する大人の責務(第9条―第13条)
- 第4章 子どもに関する施策の推進(第14条―第20条)
- 第5章 雑則(第21条)

附則

子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在です。
 子どもは、生まれたときから学び育つ力を持ち、未来への可能性が開かれています。
 子どもは、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。
 子どもは、子どもの持つ権利が保障される中で、その権利を正しく学び、自分の意思を自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。

子どもは、自分の意思が誠実に受け止められることで、自分が大切にされていることを実感するとともに、自分と同じように他の者を大切にすることを学び、互いの権利を尊重し合う心を身につけることができます。

子どもは、こうした経験を通して規範意識を育み、社会の一員として、様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

すべての子どもが、その持てる力を発揮し、次代を担う存在になっていくことがすべての町民の願いであり、このため、すべての大人は、子どもの成長する力を認め、子どもと向き合いながら子どもの意思を誠実に受け止め、子どもの未来の視点に立つとともに考え、子どもの育ちを支えていく責任があります。

また、大人は互いに連携し、それぞれの役割を認識し、子どもが健やかに育つための環境を整えるとともに、大人は子どもの模範であることを自覚し、行動し、子どもから信頼される存在にならなければなりません。

こうした考えのもと、私たちは、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)の理念に基づき、子どもにとって大切な権利を保障し、子どもの最善の利益を考慮しながら子どもの健やかな育ちを支援し、未来をつくる子どものしあわせなまちの実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもを取り巻くすべての人及び団体の責務等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 子ども 町民をはじめとする町に關係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校その他子どもが育ち、学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいいます。
- (4) 地域住民等 地域の住民及び団体をいいます。
- (5) 事業者 町内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う個人、法人その他の団体をいいます。

(責務)

第3条 保護者、育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)、地域住民等、事業者並びに町は、子どもにとって最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めるとともに、互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第4条 この章に定める権利は、子どもが健やかに育つために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、その年齢及び発達に応じ、社会の責任ある一員であることを自覚するとともに、自分の権利が尊重されることと同様に他の者の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、安全な環境のもとで暮らせること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 健康に配慮されるとともに、適切な医療が受けられること。
- (4) あらゆる虐待、暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。

(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもは、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (3) 自分の考えを持ち、表現することができること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。

(豊かに育つ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学び、遊び、及び休息することにより、のびのびと育つこと。
- (2) 様々な自然、文化、芸術、スポーツ等に触れ親しむこと。
- (3) 成長に必要な情報の提供が受けられること。
- (4) 年齢及び発達に応じて、適切な支援、助言等が受けられること。

(主体的に参加する権利)

第8条 子どもは、自分にかかわることに主体的に参加するため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 表明した意見が、年齢及び発達に応じて、その真意をくまれ、適切な配慮がなされること。
- (3) 参加に必要な情報の提供その他必要な支援が受けられること。
- (4) 仲間をつくり、仲間と集い、社会に参加すること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(保護者の責務)

第9条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの年齢及び発達に応じた適切な指導、助言等の支援を行わなければなりません。

2 保護者は、子どもの気持ちを受け止め、それに応じていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。

3 保護者は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

(育ち・学ぶ施設の役割)

第10条 施設関係者は、育ち・学ぶ施設が子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むために重要な役割を果たすことを認識し、子どもの年齢及び発達に応じ、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう、必要な支援に努めなければなりません。

2 施設関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、関係機関と連携し、その防止、相談、救済及び回復に努めなければなりません。

3 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者は、その職員に対し、研修の機会を設けるなど必要な支援に努めなければなりません。

(地域住民等の役割)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければなりません。

2 地域住民等は、あらゆる虐待、暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じ、地域活動に主体的に参画できるよう努めなければなりません。

(事業者の役割)

第12条 事業者は、その事業活動を行う中で、子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもの社会的自立に向けた就労支援、キャリア教育等に配慮するよう努めなければなりません。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てを両立することができるよう、職場の環境づくりに努めなければなりません。

3 事業者は、仕事と子育てを両立できる働き方に関して、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対して、子ども及び子どもを養育する家庭(以下「子育て家庭」という。)を支援する取組みへの参加又は協力を促すよう努めなければなりません。

(町の責務)

第13条 町は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければなりません。

2 町は、保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者がそれぞれの責務等を果たすことができるよう、必要な支援に努めなければなりません。

3 町は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません。

第4章 子どもに関する施策の推進

(施策の推進)

第14条 町は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、子どもに関する施策を推進しなければなりません。

- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
- (2) 福祉、保健、教育その他の分野において、連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者との連携を通して、一人ひとりの子どもを支援するものであること。

(子どもの育ちの支援)

第15条 町は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。

- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための環境づくり
 - (2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり
 - (3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他の者と共生し、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援
- (子育て家庭の支援)

第16条 町は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、施設関係者、地域住民等及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行います。

(子どもの参画の促進)

第17条 町は、町政について、主体的に子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者は、施設の行事、運営等について、主体的に子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 地域住民等及び事業者は、地域の文化、スポーツ活動等行事の運営等について、主体的に子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

（子どもの権利の普及）

第18条 町は、子どもの権利に関する町民の理解を深め、関心を高めるための広報活動を行います。

2 町は、家庭、育ち・学ぶ施設、地域等において、子どもの権利に関する教育、学習等が行われるよう、必要な支援に努めるものとします。

（虐待、体罰、いじめ等からの救済等）

第19条 町は、関係機関と連携し、子どもの虐待、体罰、いじめ等の防止、相談、救済及び回復のために必要な措置を講じなければなりません。

（調査研究）

第20条 町は、子どもの権利の保障及び子どもに関する施策の推進に関し、必要に応じて、調査及び研究を行います。

第5章 雑則

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長その他の執行機関が定めます。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行します。

川崎市子どもの権利に関する条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条～第8条)
- 第2章 人間としての大切な子どもの権利(第9条～第16条)
- 第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障
 - 第1節 家庭における子どもの権利の保障(第17条～第20条)
 - 第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障(第21条～第25条)
 - 第3節 地域における子どもの権利の保障(第26条～第28条)
- 第4章 子どもの参加(第29条～第34条)
- 第5章 相談及び救済(第35条)
- 第6章 子どもの権利に関する行動計画(第36条・第37条)
- 第7章 子どもの権利の保障状況の検証(第38条～第40条)
- 第8章 雑則(第41条)

附則

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実的に保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市民をはじめとする市に關係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者
- (2) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設
- (3) 親に代わる保護者 児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。

2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。

3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。

4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

(国等への要請)

第4条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする。

(かわさき子どもの権利の日)

第5条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。

2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

(広報)

第6条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。

(学習等への支援等)

- 第7条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。
- 2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。
- 3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(市民活動への支援等)

第8条 市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに、子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。

第2章 人間としての大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

(ありのままの自分でいる権利)

第11条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

(自分を守り、守られる権利)

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の場合が与えられること。

(自分を豊かにし、力づけられる権利)

第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、力づけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

(自分で決める権利)

第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

(参加する権利)

第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

(個別の必要に応じて支援を受ける権利)

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。

- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障

(親等による子どもの権利の保障)

- 第17条 親又は親に代わる保護者(以下「親等」という。)は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。
- 2 親等は、その養育する子どもが権利を行使する際に子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢と成熟に応じた支援に努めなければならない。
- 3 親等は、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、その養育する子どもに代わり、その権利を行使するよう努めなければならない。
- 4 親等は、育ち・学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係機関からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、子ども本人の情報を得ようとするときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。

(養育の支援)

- 第18条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援を受けることができる。
- 2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。
- 3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止)

- 第19条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。

(虐待からの救済及びその回復)

- 第20条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。
- 2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生じないようその子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。
- 3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を図り、その支援に努めるものとする。

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障

(育ち・学ぶ環境の整備等)

- 第21条 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者(以下「施設設置管理者」という。)は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら育ち、学べる環境の整備に努めなければならない。

- 2 前項の環境の整備に当たっては、その子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

(安全管理体制の整備等)

- 第22条 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生の防止に努めるとともに、災害が発生した場合にあっても被害の拡大を防げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。

- 2 施設設置管理者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止等)

- 第23条 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。
- 2 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 4 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。

(いじめの防止等)

- 第24条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。
- 2 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 4 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 5 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、施設関係者は、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。

(子ども本人に関する文書等)

- 第25条 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければならない。
- 2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあつては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。
- 3 育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはならない。
- 4 前項の情報は、育ち・学ぶ施設のその目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。
- 5 第1項の文書及び第3項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。
- 6 育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見等を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

第3節 地域における子どもの権利の保障

(子どもの育ちの場等としての地域)

第26条 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。

2 市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となって、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるものとする。

(子どもの居場所)

第27条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所(以下「居場所」という。)が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

(地域における子どもの活動)

第28条 地域における子どもの活動が子どもにとって豊かな人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市は、地域における子どもの自治的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。

第4章 子どもの参加

(子どもの参加の促進)

第29条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。

(子ども会議)

第30条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議(以下「子ども会議」という。)を開催する。

2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。

3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。

4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。

5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

(参加活動の拠点づくり)

第31条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。

(自治的活動の奨励)

第32条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。

2 前項の自治的な活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなければならない。

(より開かれた育ち・学ぶ施設)

第33条 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。

(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)

第34条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

第5章 相談及び救済

(相談及び救済)

第35条 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

第6章 子どもの権利に関する行動計画

(行動計画)

第36条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。

(子どもに関する施策の推進)

第37条 市の子どもに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。

(1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。

(2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。

(3) 親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもの支援するものであること。

第7章 子どもの権利の保障状況の検証

(権利委員会)

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)を置く。

2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(権利侵害からの救済等のための体制整備)

2 市は、子どもに対する権利侵害の事実が顕在化しにくく認識されにくいことと併せ、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、子どもが安心して相談し、救済を求めることができるようにするとともに、虐待等の予防、権利侵害からの救済及び回復等を図ることを目的とした新たな体制を早急に整備する。

附 則(平成13年6月29日条例第15号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成14年3月29日規則第33号で平成14年5月1日から施行)

附 則(平成14年3月28日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第7号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

注 令和2年3月から改正経過を注記した。

目次

前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 子どもの権利(第3条—第7条)
- 第3章 子どもの権利を保障する大人の責務(第8条—第13条)
- 第4章 子どもに関する基本的な施策等(第14条—第19条の2)
- 第5章 子どもに関する施策の総合的な推進(第20条—第28条)
- 第6章 雑則(第29条)

附則

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重を知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切ななかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。

子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

そのために、大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となってつくることを決意し、この条例を制定します。

(令2条例24・一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。

2 子どもは、一人一人の発達段階に応じ、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。

(令2条例24・一部改正)

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐまれること。
- (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (4) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。
- (7) 安全に安心して過ごすことのできるための居場所があること。
- (8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

(令2条例24・一部改正)

(一人一人が尊重される権利)

第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること。
 - (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。
 - (3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
 - (4) プライバシー及び名誉が守られること。
 - (5) 自分の持っている力を発揮できること。
- (のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
 - (2) 遊ぶこと。
 - (3) 休息すること。
 - (4) 様々な人とふれあうこと。
 - (5) 自然とふれあうこと。
 - (6) 社会活動に参加すること。
 - (7) 多彩な文化活動に参加すること。
- (令2条例24・一部改正)

(主体的に参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 意見を表明する機会が与えられること。
 - (2) 自分たちの意見が尊重されること。
 - (3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。
- (令2条例24・一部改正)

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(共通の責務)

第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

- (1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援
 - (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援
- (令2条例24・一部改正)

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。

(令2条例24・一部改正)

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第12条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。

3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(令2条例24・一部改正)

(事業者の責務)

第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。

3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭(以下「子育て家庭」という。)を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

第4章 子どもに関する基本的な施策等

(虐待、体罰、いじめ等の救済等)

第14条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

（子どもの育ちの支援）

第15条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

（1）子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり

（2）子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり

（3）子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援

（令2条例24・一部改正）

（子育て家庭の支援）

第16条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

（子どもの参画の促進）

第17条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

（関連施策との一体的推進）

第18条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進しなければならない。

（調査研究）

第19条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。

（令2条例24・一部改正）

（広報）

第19条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。

（令2条例24・追加）

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進

（総合計画）

第20条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

（実施状況等の公表等）

第21条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。

2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。

（拠点施設）

第22条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

（なごや子ども・子育て支援協議会）

第23条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第24条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

第25条 協議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

第27条 協議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

第28条 第23条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、規則で定める日から施行する。

（平成20年規則第117号で平成20年9月1日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、第20条第1項の規定により策定された総合計画とみなす。

（名古屋市青少年問題協議会条例の廃止）

- 3 名古屋市青少年問題協議会条例(昭和33年名古屋市条例第20号)は、廃止する。
(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の日の前日において名古屋市青少年問題協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の名古屋市青少年問題協議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。
附 則(平成24年条例第44号)
- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現になごや子ども・子育て支援協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のなごや子ども条例(以下「新条例」という。)第25条第3項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、新条例第26条第1項の規定にかかわらず、平成24年8月31日までとする。
附 則(令和2年条例第24号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(検討)
- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例による改正後のなごや子どもの権利条例(以下この項において「新条例」という。)の施行の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)
- 3 次に掲げる条例の規定中「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改める。
- (1) 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年名古屋市条例第60号)第2条
 - (2) 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年名古屋市条例第58号)第2条の表
 - (3) 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年名古屋市条例第100号)第2条の表
 - (4) 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年名古屋市条例第8号)第3条
 - (5) 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年名古屋市条例第57号)第2条の表
 - (6) 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年名古屋市条例第59号)第2条
-

武蔵野市子どもの権利条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 保障すべき子どもの権利(第3条—第5条)
- 第3章 子どもの権利を保障するための役割(第6条—第9条)
- 第4章 子どもを支える人々への支援(第10条—第12条)
- 第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進(第13条—第20条)
- 第6章 子どもの安全と安心の確保(第21条—第26条)
- 第7章 子どもの権利擁護の仕組み(第27条—第29条)
- 第8章 条例の推進体制(第30条・第31条)

付則

すべての子どもには、ひとりの人間としての権利があります。

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在です。すべての子どもは、どのような理由によっても差別されず、安心して他の人々とともに生きることができるよう、その権利と尊厳が守られます。

子どもは、その気持ちや願いを尊重され、愛されて育つことが大切です。子どもには幸せに生きる権利があり、より良く生きるための幸福が高められることが重要です。

子どもが暮らし、育つまちは、その一員である子どもにやさしいまちであるべきです。

武蔵野市は、子どもの権利条約に基づき、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指し、この条例を定めます。

そして、次に掲げる子どもたちのことばが実現できるまちを目指します。

「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。

わたしたちは、平和に生活することができ、さらに豊かで充実した人生を歩むことができます。

わたしたちは、おとなと同じように意見を言い、話し合うことができます。

わたしたちは、自分らしく生きるために、自分で考えて行動することができます。自分の夢を、自由に考えて決めることができます。

そのためには、わたしたちだけではできないこともあり、おとなの協力や支援が必要です。

未来の社会をつくるわたしたちは、知りたいことを学び、十分な教育を受けることで成長できます。

わたしたちは、不安に感じたり、なやんだり、困ったりしたときに、信頼できる人がいる場所で、相談したり、助けを求めたりすることができます。

おとなと子どもは、お互いの権利を理解し尊重し合うことで、それぞれの権利を守ります。

また、わたしたち子どもは、お互いを尊重し合って行動することができます。

わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。

そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。」

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。)、日本国憲法その他関連する法令などに基づいて、現在と将来の子どもにとって大切な権利を保障するため、市、市民、保護者および育ち学ぶ施設の役割を明らかにするとともに、権利の主体である子どもが家庭、育ち学ぶ施設、地域などの一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例において、次に掲げる言葉の意味は、その言葉の後に説明されているとおりです。

- (1) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および市議会をいいます。
- (2) 市民 武蔵野市の区域内(以下「市内」といいます。)に住所を有する者、市内にある育ち学ぶ施設に在籍する者、市内にある事務所または事業所に勤務する者および市内にある事務所または事業所において事業活動その他の活動を行う者または団体をいいます。
- (3) 子ども 18歳未満の市民(団体を除きます。)その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者をいいます。
- (4) 保護者 子どもを現に養育する親と里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (5) 育ち学ぶ施設 市内にある、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校(以下「学校」といいます。)その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

第2章 保障すべき子どもの権利

(子どもにとって大切な子どもの権利)

第3条 子どもは、子どもの権利条約に基づき、権利の主体として子どもの権利が保障されます。この場合において、次に掲げる子どもの権利は、特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 安心して生きる権利
- (2) 自分らしく育つ権利
- (3) 遊ぶ権利
- (4) 休息する権利
- (5) 自分の意思で学ぶ権利
- (6) 自分の気持ちを尊重される権利

(7) 意見を表明し、参加する権利

(8) 差別されずに生きる権利

(子どもの権利の普及啓発)

第4条 市は、市民、育ち学ぶ施設の関係者および市職員に対し、子どもの権利の普及啓発を行います。

2 市は、市民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、武蔵野市子どもの権利の日を定めます。

3 武蔵野市子どもの権利の日は、11月20日(国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日)とします。

(子どもの権利を学ぶ機会の保障)

第5条 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが子どもの権利を知り、自分と他の人の権利の大切さについて主体的に学ぶ機会を保障します。

第3章 子どもの権利を保障するための役割

(市の役割)

第6条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を総合的に実施するとともに、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者と連携し、子どもにやさしいまちづくりを推進します。

(市民の役割)

第7条 市民は、子どもが権利の主体であることを認識し、子どもとともに、子どもにやさしいまちをつくることを目指します。

2 市民は、子どもがすこやかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、子どもを見守り、支援することに努めます。

3 市民は、市が実施する子どもの権利を保障するための施策について可能な範囲で協力します。

4 事業者(市民のうち、市内で事業を営む法人その他の団体と個人をいいます。)は、事業活動を行う中で、仕事と子育てを両立できる環境をつくるよう努めます。

(保護者の役割)

第8条 保護者は、子どもの人格と尊厳を尊重し、子どもが大切な存在として受け入れられ、愛されて育つことのできる環境を確保し、子どもの権利が保障されるよう努めます。

(育ち学ぶ施設の役割)

第9条 育ち学ぶ施設の関係者は、市、市民および保護者と連携し、子どもの権利を保障するための取組を推進します。

第4章 子どもを支える人々への支援

(保護者と家庭への支援など)

第10条 市は、保護者が子どもの権利を保障するために必要な環境を確保できるよう、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援を行います。

2 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが家庭内で年齢に合わない過度な責任または役割を負わされること、子どもとして必要なものが与えられないことなどの理由により子どもの権利を侵害された状況におかれることのないよう、子どもと家庭へ必要な支援と啓発を行います。

(育ち学ぶ施設への支援)

第11条 市は、育ち学ぶ施設における子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援を行います。

2 市は、育ち学ぶ施設の関係者が専門性を高めるための研修と研究に自主的に取り組むことができるよう、必要な支援に努めます。

3 市は、育ち学ぶ施設の関係者が働きやすい環境を整えることができるよう、必要な支援を行います。

(市民活動への支援)

第12条 市は、市民による子どもの権利を保障するための活動に対し、必要な支援に努めます。

第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(自分らしく居られる場所)

第13条 市は、子どもが自分らしく居られる多様な居場所づくりを推進します。

2 市と市民は、家庭、育ち学ぶ施設その他多様な地域活動の場が子どもの安心できる居場所となるよう努めます。

3 市は、子どもが休息を必要とする場合に育ち学ぶ施設の活動その他の活動などを休み、多様な居場所で過ごすことについて、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者の理解が得られるよう、必要な啓発に努めます。

(年齢、発達などに応じた居場所)

第14条 市は、子どもの年齢、発達などに応じた遊びと育ちのための専用の居場所の確保とその居場所において支援を行う人材の育成に努めます。

2 市は、乳幼児期の子どもと保護者のための居場所づくりを推進します。

3 市と市民は、子どもの利用する公共施設において子どもとおとながお互いを尊重しながら居場所をともに利用できるよう、工夫に努めます。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設が子どもの年齢、発達などに応じた居場所であるよう、子ども一人ひとりが大切にされる環境の整備に努めます。

(多様な学びの場)

第15条 市は、何らかの理由により学校に通うことのできない子どもが自らの社会的自立を目指し、自らに適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充に努めます。

2 市は、学校以外の多様な学びの場においても、子どもが安心して学ぶことができるよう、環境の整備と子ども一人ひとりの状況に応じた支援を行うよう努めます。

(子どもからの相談)

第16条 市は、子どもが身近な場所での関係づくりを通じて困りごと、不安に感じることなどを気軽に話すことができるよう、多様な相談の場づくりを推進します。

2 市は、子どもから直接、相談を受けることのできる窓口を設けます。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設で子どもが安心して相談できる体制の整備に努めます。

4 市は、子どもからの相談を受けた者が必要に応じて子どもを適切な支援につなぐことができるよう、多様な相談の場と関係機関との連携体制の整備に努めます。

5 市は、暴力、虐待、体罰、いじめなどを受けている子どもが安心して相談することができるよう、適切な相談手段の整備、子どもへの子どもの権利の学習の推進および虐待などに気づくことができる支援者の育成に努めます。

6 子どもからの相談を受けた者は、その相談に関する秘密を守らなければなりません。

(子どもの意見表明)

第17条 子どもは、自由に自分の意見を表明することができます。

2 子どもは、意見を表明したことによる不利益を受けません。

3 子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します。

4 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが意見を表明しやすい環境の整備に努めます。

5 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、年齢、発達などの理由によって、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁するよう努めます。

6 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに関係のあることを決めるときは子どもの意見を聴き、その意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先されるよう考慮します。

7 市は、子どもの意見の表明が促進されるよう、子どもの意見の表明を支援する人材の育成に努めます。

(子どもの参加)

第18条 子どもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができます。

2 市は、子どもに関する施策と計画の決定、これらの実施結果の評価などを行うときはおとなと同じように子どもにも市民として意見を表明できる機会を設けるよう努めます。

3 市は、子どもが市政に対して意見を表明し自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりを推進します。

4 市民と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの多様な社会参加に協力するよう努めます。

5 市は、子どもが社会参加の楽しさを味わうことができるよう、子どもの社会参加を促進するための人材の育成に努めます。

6 育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設の運営と活動に子どもの意見を取り入れることまたは子どもが参加することもしくは決定に関わることをできるよう努めます。

7 市は、子どもの利用する公共施設について、その運営に子どもの意見が取り入れられ、または参加できる仕組みづくりに努めます。

(子ども一人ひとりに合わせた支援)

第19条 市は、子どものおかれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行うよう努めます。

2 市は、市民と育ち学ぶ施設の関係者が子ども一人ひとりに合わせた配慮ができるよう、必要な支援に努めます。

(子どもからおとなへの移行支援)

第20条 市は、おとなへと移行する時期の子どもが社会的自立のための支援を必要とする場合、18歳以上であってもその支援を継続して受けることができるよう、環境の整備に努めます。

第6章 子どもの安全と安心の確保

(子どもの安全)

第21条 市は、子どもを犯罪、事故その他の危害から守るため、市民と協力して子どもの安全の確保に必要な施策を推進します。

2 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが安全に活動を行うことができるよう、環境の整備を行います。

3 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに関する事件または事故が発生した場合は、ただちに子どもの命を守り、安全を確保するための対応を取るとともに、原因の究明と再発の防止に取り組めます。

(暴力、虐待および体罰の防止)

第22条 子どもに対する暴力、虐待および体罰は、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。

2 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが暴力、虐待および体罰を受けることなく、安心して暮らすことができるよう、必要な環境の整備に努めます。

3 市は、子どもに対する暴力、虐待および体罰の防止のため、市民と育ち学ぶ施設の関係者に対し、必要な啓発に努めます。

4 市は、暴力、虐待または体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に支援するため、児童相談所をはじめとした関係機関と協力し、必要な取組を行います。

(いじめの防止)

第23条 いじめは、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。

2 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、互いに連携していじめの防止等に取り組めます。

3 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対するいじめがあった場合、ただちにいじめをとめ、被害にあった子どもを守るとともに、いじめをした子どもに対しても必要な支援を行います。

(武蔵野市いじめ防止基本方針と武蔵野市いじめ防止関係者連絡会)

第24条 市は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」といいます。)第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針である武蔵野市いじめ防止基本方針を定めます。

2 市は、法第14条第1項の規定に基づき、武蔵野市いじめ防止関係者連絡会をおきます。

3 武蔵野市いじめ防止関係者連絡会の組織と運営に関する必要な事項は、教育委員会が規則で定めます。

(武蔵野市いじめ問題対策委員会)

第25条 教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に推進するため、教育委員会の附属機関として、武蔵野市いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」といいます。)をおきます。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策について必要な事項を調査審議し、答申します。

3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べるすることができます。

4 対策委員会は、武蔵野市立の小学校と中学校において、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告します。

5 対策委員会の委員の定数は、10人以内とします。

6 対策委員会の委員は、いじめの防止等に関する見識を有する者またはいじめの防止等に関係する機関もしくは団体を代表する者などのうちから教育委員会が委嘱または任命します。

7 対策委員会の委員の任期は2年とし、再任することができます。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

- 8 対策委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。
- 9 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織と運営に関する必要な事項は、教育委員会が規則で定めます。
(武蔵野市いじめ問題調査委員会)
- 第26条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、武蔵野市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」といいます。)をおきます。
- 2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査(以下「再調査」といいます。)を行い、その結果を答申します。
- 3 調査委員会の委員の定数は、5人以内とします。
- 4 調査委員会の委員は、いじめの防止等に関する見識を有する者で、対策委員会の委員以外の者のうちから市長が委嘱します。
- 5 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から再調査が終了する日までとします。
- 6 調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。
- 7 前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織と運営に関する必要な事項は、市長が規則で定めます。

第7章 子どもの権利擁護の仕組み

(武蔵野市子どもの権利擁護委員)

- 第27条 市長は、子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことを目的とし、市長の附属機関として、武蔵野市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)をおきます。
- 2 擁護委員は、子どもの権利を守るため次に掲げる職務を行います。
- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。
- (3) 子どもを権利の侵害から救済することを目的として、関係者間の調整を行うこと。
- (4) 子どもの権利の保障に関し、市に意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の擁護に関し、普及啓発を推進すること。
- 3 擁護委員の定数は、3人以内とします。
- 4 擁護委員は、子どもの権利について見識を有する者のうちから市長が委嘱します。
- 5 擁護委員の任期は3年とし、再任することができます。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 市長は、擁護委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認めるときまたは擁護委員に職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。
- 7 市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。
- 8 市と育ち学ぶ施設の関係者は、擁護委員が行う調査と調整に対して協力しなければなりません。
- 9 市民は、擁護委員が行う調査と調整に対して協力するよう努めます。
- 10 市は、擁護委員から意見を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとります。
- 11 擁護委員は、年度ごとにその活動の内容を市長に報告します。この場合において、報告を受けた市長は、その内容を公表します。
- 12 擁護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(相談・調査専門員)

第28条 市長は、擁護委員を補佐するため、子どもの権利に係る相談・調査専門員(以下「相談・調査専門員」といいます。)をおきます。

- 2 相談・調査専門員は、子ども、市民、育ち学ぶ施設の関係者などからの相談に応じ、必要に応じてその内容を擁護委員に報告します。

(権利擁護に関する必要な事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、擁護委員による子どもの権利擁護に関する必要な事項は、市長が規則で定めます。

第8章 条例の推進体制

(推進計画)

第30条 市は、この条例に基づき、子どもに関する施策を総合的に推進するための計画(以下「推進計画」といいます。)を定めます。

- 2 推進計画には、子どもプラン武蔵野(市が策定する子どもに係る基本計画をいいます。)を位置付けます。

3 市は、推進計画に基づき施策を実施する際に、必要な調整、目標設定などを行います。

(評価と検証)

第31条 推進計画の実施結果の評価と検証は、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例(平成26年9月武蔵野市条例第23号)第3条の規定に基づき、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会が行います。

- 2 市は、前項の評価と検証のほか、必要に応じて、推進計画の実施結果について子どもと擁護委員の意見を聴きます。

3 市は、第1項の評価と検証の結果と前項の意見について公表するとともに、必要に応じて改善を行います。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行します。ただし、第7章の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。(令和6年2月規則第13号で、同年4月1日から施行)

(武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

- 2 武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)の一部を次のように改正します。

(次のよう略)

目次

前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 こどもの権利の保障(第3条—第6条)
- 第3章 こどもの権利を保障するための責務(第7条—第11条)
- 第4章 こどもにやさしいまちづくりの推進(第12条—第22条)
- 第5章 保護者等への周知及び啓発(第23条)
- 第6章 施策の評価(第24条・第25条)
- 第7章 こどもの権利侵害からの救済(第26条)
- 第8章 雑則(第27条)

附則

こどもは、次代を担うかけがえのない存在であり、計り知れない可能性を秘めた宝であります。

全てのこどもは、貴重な社会の一員であり、一人一人が異なる環境の中で育ち、権利の主体として尊重され、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が保障されなければなりません。そのために全ての市民は、連携し、及び協働してこどもに寄り添い、誰一人取り残すことなく、全てのこどもが将来へ希望をもち、心と体が健やかに育つ環境づくりを推進する必要があります。

さらに、こども自身がこれらの権利を理解し、行使し、守られることが、こどもにやさしいまちの実現につながっていきます。

今を生きるこどもたちが、夢と希望を抱きながら幸せに暮らし、安全・安心で心身ともに健やかに成長することは、全ての市民にとって切なる願いであります。その成長を地域社会で相互に連携し、かつ、協働して支え、明るい未来へ導き、生まれ育った自然豊かで魅力あふれるまちにいつまでも住み続けたいと思えるような、こどもにやさしいまちの実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、全てのこどもを尊重し、こどもの権利並びに保護者、市、学校等、地域住民等及び事業者(以下「市等」という。)の責務その他の市が行うこども基本法(令和4年法律第77号。以下「法」という。)に規定するこども施策(以下「こども施策」という。)の推進のための基本となる事項を定めることにより、こどもたちが安全に、かつ、安心して健やかに育つまち及びこどもにやさしいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者その他これらの者等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) 若者 中学生年代から40歳未満の者をいう。
- (3) 保護者 親及びこどもを現に養育する者をいう。
- (4) 学校等 学校、幼稚園、保育所、認定こども園その他こどもが学び、育つための施設並びにこれらの関係者及び組織をいう。
- (5) 地域住民等 市民及び団体をいう。
- (6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む全ての事業者及び団体をいう。
- (7) 関係機関 他の地方公共団体、警察及び医療機関をいう。

第2章 こどもの権利の保障

(安心して健康に生きる権利の保障)

第3条 市等は、こどもが安全に、かつ、安心して健康に生きるために、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 差別又は不当な扱いを受けないこと。
- (3) 虐待、体罰、いじめなどあらゆる暴力を受けないこと。
- (4) 健康が保たれ、適切な医療を受けられること。

(個性が尊重され自分らしく生きる権利の保障)

第4条 市等は、こどもがその個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。

- (1) 自分の存在を認められ、個性が尊重されること。
- (2) 自分の考えを年齢、成長及び発達に応じて自由に表現し、尊重されること。
- (3) プライバシー及び名誉が守られること。

(自ら守り、守られ、育まれる権利の保障)

第5条 市等は、こどもが自分を守り、又は自分が守られ、若しくは育まれるために、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。

- (1) 学び、遊び、及び心身ともに休息することができること。
- (2) 文化、芸術及びスポーツに触れ、親しむこと。
- (3) 社会全体から必要な支援を受けられること。
- (4) 成長が妨げられる状況から保護されること。
- (5) 悩み又は困りごとに係る相談をし、又は助言その他必要な支援を受けられること。
- (6) 愛情と理解をもって大切に育まれること。

(社会に参加する権利の保障)

第6条 市等は、こどもが自分に関わることについて意見を述べ、社会に参加するために、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。

- (1) 自分の意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 社会に参加するために、必要な知識及び情報を得るための支援が受けられること。
- (3) 自由に仲間を作り、集い、又は活動すること。

第3章 こどもの権利を保障するための責務

(保護者の責務)

第7条 保護者は、こどもの養育及び権利の保障について最も重要な責任があることを認識し、必要に応じて市等及び関係機関に相談し、支援を求め、こどもの年齢及び発達に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、自らの権利と同様に、他者の権利を尊重できるよう支援に努めるものとする。

3 保護者は、こどもとの時間を大切に、こどもが健やかに育つ環境の整備に努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者、学校等、地域住民等、事業者及び関係機関(以下「保護者等」という。)と連携し、協働によりこども施策を推進するものとする。

2 市は、保護者、学校等、地域住民等及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(学校等の責務)

第9条 学校等は、こども一人一人の発達に応じて、こどもが主体的に学び、健やかに育つことができる環境を整備するとともに、必要な支援に努めるものとする。

2 学校等は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重し、ともに学ぶことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

3 学校等は、こどもが様々な経験を通して成長できるよう、必要な支援に努めるものとする。

(地域住民等の責務)

第10条 地域住民等は、市及び学校等と協働して、こどもが安全に、かつ、安心して豊かな心と体を育むことができる環境の整備に努めるものとする。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、保護者である従業員が子育てと仕事を両立できるよう、子育てしやすい職場の環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、ともに働く従業員の子育てに対する理解を深め、意識向上に努めるものとする。

第4章 こどもにやさしいまちづくりの推進

(こども本位の環境の整備の推進)

第12条 市は、保護者等と協働して、こどもが健やかに育ち、こどもの気持ちを受け止め、かつ、こどもの権利が尊重されるこども本位の環境の整備を推進するものとする。

(健やかな成長の支援)

第13条 市は、こどもの健やかな成長に必要な支援を推進するものとする。

(伴走型支援)

第14条 市は、伴走型支援(妊産婦の段階及び新生児から若者に至るまでの各段階に応じ、一貫した包括的できめ細かな切れ目のない支援をいう。)を推進するものとする。

(誰一人取り残さない教育の推進)

第15条 市は、全てのこどもたちが誰一人取り残されることなく、ともに教育を受け、一人一人が夢や希望を持ち、生き生きと学び、健やかに育つ環境の整備に努めるものとする。

(こどもにやさしいまちづくりの推進)

第16条 市は、第12条から前条までの規定を踏まえ、こども施策の幅広い展開及びより一層の充実並びに医療、教育、福祉その他こどもに関連する分野との連携及び調整を図りつつ、法第10条第2項に規定する計画を定め、総合的かつ計画的に施策を推進するものとする。

2 市は、こども施策の推進に当たっては、こども及び保護者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(虐待及び体罰の防止)

第17条 市は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の規定に基づき虐待及び体罰を防止及び予防するために必要な対策を講じるとともに、保護者等と連携し、虐待及び体罰の防止及び早期発見のための対策を講じるよう努めるものとする。

2 市は、虐待及び体罰の連絡があった場合は、虐待及び体罰を受けたこどもを適切かつ速やかに守るため、関係機関、保護者(虐待及び体罰を行っているものを除く。)、学校等及び地域住民等(以下「関係機関等」という。)と情報を共有し、連携して必要な支援を行わなければならない。

3 関係機関等は、虐待及び体罰を受けたこどもに対し、こどもが施設等に保護され、又は入所している間においてもこどもの権利が保障されるよう、市との情報の共有その他必要な配慮に努めるものとする。

(いじめの防止)

第18条 市は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)の規定に基づきいじめ防止基本方針を定め、いじめの防止及び早期発見に努めるものとする。

2 学校等は、いじめを受けたこども及び保護者に適切な支援を行うとともに、いじめを行ったこどもに対してその背景に配慮した上で指導し、又はその保護者に対して助言を行うものとする。

(貧困の解消)

第19条 市は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)の規定に基づく計画を定め、こどもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、こどもの貧困の解消に向けた対策に取り組むものとする。

(こどもの社会参加及び意見表明)

第20条 市等は、こどもが社会の一員として自分の考え及び意見の表明を行うことにより社会に参画する機会を設けるよう努めるものとする。

2 市は、こども施策について、こどもが意見を表明し、参画する機会を確保するものとする。

3 学校等及び地域住民等は、学校等の行事及び地域活動に関して、子どもが意見を表明し、参画する機会の確保に努めるものとする。
(こどもの居場所の整備)

第21条 市等は、子どもが自分らしく安心して過ごすことができ、かつ、様々な体験を通し、豊かな人間性を育むことができる場(以下「こどもの居場所」という。)の整備に努めるものとする。

2 市等は、こどもの居場所の整備に当たって、子どもが豊かな自然及び様々な人と触れ合い、多様な体験ができるよう助言又は必要な支援に努めるものとする。

(多様性の尊重)

第22条 市等は、子どもが国籍、性別及び宗教の違い、障害の有無その他の違いについて、その多様性を尊重されるよう配慮するものとする。

2 市等は、子どもに対し、偏見及び差別その他不当な扱いが生まれないようにするために、その多様性に対する理解を深め、広めるよう努めるものとする。

第5章 保護者等への周知及び啓発

(保護者等への周知及び啓発)

第23条 市は、こどもの権利に関する保護者等の理解を深めるため、必要な周知及び啓発を行うものとする。

第6章 施策の評価

(報告)

第24条 市は、こどもの権利を守り、こども施策の充実を図るため、こども施策の推進状況について、藤枝市子ども・子育て会議(藤枝市子ども・子育て会議条例(平成25年藤枝市条例第27号)第1条に規定する藤枝市子ども・子育て会議をいう。以下同じ。)に報告するものとする。

(評価・検証)

第25条 藤枝市子ども・子育て会議は、こども施策の推進状況その他こども施策に関連する事項について評価及び検証をし、その結果を市が公表するものとする。

第7章 こどもの権利侵害からの救済

(こどもの権利侵害からの救済)

第26条 市は、こどもの権利侵害に関する相談又は救済に当たっては、保護者等との連携を図るとともに、こどもの特性及び権利侵害の実情に配慮し対応するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月18日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

越前市こどもの幸福条例

越前市子ども条例（平成２４年越前市条例第８号）の全部を改正する。

目次

前文

第１章 総則（第１条・第２条）

第２章 基本理念（第３条）

第３章 協働及び役割（第４条―第１１条）

第４章 私たちの取組（第１２条―第１８条）

第５章 こどもからの相談（第１９条）

第６章 条例の周知及び計画の策定等（第２０条・第２１条）

附則

全てのこどもは、生まれながらにして、それぞれが一人の人間としてかけがえのない存在であり、個人としての権利があります。

こどもは、ありのままの自分を素直に認めて受け入れ、自分のすべきことについて自分で決定し、意見を表明し、様々な活動に参加し、社会の一員として成長します。

こどもは、大人に成長していく過程で、個性と多様性が認められ、ありのままの自分であることを大切にされたいと願っています。

私たちは、こどもが生まれた時から持っている人間らしく生きる権利が侵されたり、こどもの健やかな成長が妨げられたりすることがあってはならないことを確信し、こどもが将来にわたって幸せを実感できるよう支援に取り組めます。

こどもは、このようなこどもの権利が保障された安心な環境の中で、自己を表して一歩ずつ確実に未来へと歩みを進めます。

私たちは、児童の権利に関する条約の精神及びこども基本法の理念を確認し、全てのこどもが幸せを実感できる社会を実現

するために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、基本理念及び私たちの取組の基本となる事項を定め、家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市がこどもが権利の主体であることを尊重し、協働して私たちの取組を実行することを通して、将来にわたり全てのこどもが、ありのままの自分を認めて受け入れ、自分らしく、自らが思う幸せを実感できることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「こども」とは、市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所をする者であって、心と身体の成長の過程にあるものをいいます。

2 この条例において「家庭」とは、家族の形に関係なくこどもが生まれ育つ所をいいます。

3 この条例において「学校等」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらと同じような教育を行う機関並びに保育所及び認定こども園をいいます。

4 この条例において「地域自治組織」とは、自治振興会及び町内会をいいます。

5 この条例において「市民活動組織」とは、市民が住みよいまちづくりを目指し、自主的に市民のために活動する組織をいいます。

6 この条例において「児童福祉施設」とは、保育所、認定こども園、児童養護施設、障がい児を支援する施設、児童館その他児童福祉を増進する施設をいいます。

7 この条例において「事業者」とは、市内において事業又は

社会活動を行うものをいいます。

8 この条例において「市民」とは、市内に住み、勤め、通学し、又は通所する者をいい、「大人」とは、こどもを除いた市民をいいます。

9 この条例において「私たちの取組」とは、こどもが健やかに成長し幸せを実感できるよう家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市が、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和４年法律第７７号）の理念を踏まえ、その課題を共有してこどもにとって一番よいことを第一に考え実施すべき主な取組をいいます。

第２章 基本理念

（基本理念）

第３条 市及び市民は、日本国憲法の精神に従い定められた児童憲章及びこども基本法の理念にのっとり、こどもが権利を持った主体であることを確認し、次のこどもの権利を特に大切なものとしていきます。

- (1) 基本的人権が守られ、差別されない権利
- (2) 大事に育てられ、愛され、保護され、平等に教育を受けられる権利
- (3) 自分の意見を表明でき、様々な活動に参画できる権利
- (4) 自分の意見が尊重され、一番よいことを第一に考えてもらえる権利

第３章 協働及び役割

（協働）

第４条 家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市は、対等な立場で、この条例の目的を共有し、こどもの権利が将来にわたって保障されることを目指すとともに、こどもにとって一番よいことを第一に考え私たちの取組を進めます。

（家庭の役割）

第5条 家庭は、こどもの人格を形成し、基本的な生活習慣を養う機能を持っています。

2 家庭には、こどもを育てる最も大切な責任があります。

（学校等の役割）

第6条 学校等は、教育を通して、こどもが確かな学力や豊かな心、健やかな体などの生きる力を育むよう努め、一人一人のこどもが夢をもって将来を考える力を持てるよう支えます。

2 学校等は、一人一人の個性を尊重するとともに、お互いの権利を尊重し合う気持ちを育て、個々の状況に応じ、心身ともにたくましく生きるこどもを育てるよう努めます。

3 学校等は、地域の一員としてのこどもの意識及び実践力を育てるために、地域に開かれた学校等として地域の特色を生かした活動を展開するよう努めます。

（地域自治組織及び市民活動組織の役割）

第7条 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の施設、人材等を十分かつ効果的に活用し、こどもの居場所づくりを進めるよう努めます。

2 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の人材を活用し、世代を超えた交流等を図りながらこどもを育てる活動を展開するよう努めます。

3 地域自治組織及び市民活動組織は、地域住民の積極的な参加を促すことによりこどもにとって安全で安心な環境づくりに努めます。

（児童福祉施設の役割）

第8条 児童福祉施設は、こどもの福祉を増進するとともに、地域における子育て支援の拠点施設としての役割を担うよう努めます。

2 児童福祉施設は、こどもの立場を大切にした多様な福祉サ

ービスを総合的に提供するよう努めます。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、その事業者が雇用している者がこどもとの関わりを深めることができるよう配慮に努めます。

2 事業者は、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、市等が行う子育て支援に関する活動に協力するよう努めます。

（大人の役割）

第10条 大人は、こどもの権利を尊重し、こどもにとって一番よいことを第一に考え、こどもが社会の一員であることを認め、日常の触れ合いを通じて、こどもとの豊かな人間関係を作ることができるよう努めます。

2 大人は、こどもが表明する意見をこどもの年齢及び発達の程度に応じて十分に考慮するよう努めます。

3 大人は、子育てを地域全体で担わなければならない課題として共有し、こどもから信頼されるよう努めます。

（市の責務と役割）

第11条 市は、こどもの権利を保障するため、こどもに関する施策を総合的に行います。

2 市は、この条例の目的を達成するため、家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者及び市民の協働について調整を図り、私たちの取組を総合的かつ計画的に進めます。

第4章 私たちの取組

（こどもの社会参加の促進）

第12条 こどもの社会参加の促進に関する私たちの取組は、次のとおりです。

（1）こどもの心と身体の成長の過程に応じたこどもの心を豊かにする社会的活動の支援

(2) こどもが自らの意見、考えや思いを表明し、参画する機会の創出

(3) こどもとともに考えながら、こどもの自己実現を応援する機会の創出

(家庭への支援)

第13条 家庭への支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 仕事と子育てとの両立を図る家庭への支援の充実

(2) 個々の家庭の実情に応じた支援の充実

(親とこどもの健康増進のための支援)

第14条 親とこどもの健康増進のための支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 妊産婦及び乳幼児への切れ目ない支援体制の充実

(2) 親とこどもの心と身体の健康づくりに関する取組の充実
(援助を必要とするこどもへの支援)

第15条 援助を必要とするこどもへの支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 児童虐待の早期発見及び早期対応並びに虐待を受けたこどもへの支援の充実

(2) 障がいのあるこどもの学校等での生活、仕事及び日常生活に関する継続的かつ総合的な支援

(3) ひとり親家庭の生活の安定に関する継続的かつ総合的な支援

(4) 外国語を母語とするこどもが充実した学校等での生活を送ることができるための継続的かつ総合的な支援

(5) 不登校又はひきこもりの状態にあるこども、いじめを受けているこども及びヤングケアラー等についての継続的かつ総合的な支援

(教育・保育の充実)

第16条 教育・保育の充実に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) こどもの確かな学力、豊かな心、健康及び体力を基礎とする生きる力を育てる教育・保育の充実
- (2) こども自身が夢を持って将来の可能性を開くことができるよう、自ら遊びかつ学ぶことができる教育・保育の推進
- (3) 子育てに伴う喜びを実感し、こどもの成長と一緒に喜び合える教育・保育の推進
(安全で安心な環境づくり)

第17条 安全で安心な環境づくりに関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 地域全体でこどもを見守り育てる環境づくりの推進
- (2) こどもへの虐待、養育放棄、いじめ等を未然に防ぐための対策の強化
(地域における支援)

第18条 地域における支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 地域の人材を生かしたこどもの社会性を育てる仕組みづくり
- (2) 地域において、こどもが安心して過ごし、自分らしく居られる多様な居場所づくりの推進

第5章 こどもからの相談

(こどもからの相談)

第19条 市及び市民は、こどもからの相談にしっかりと耳を傾け、相談内容に応じて関係機関につなげ、必要な支援を図っていきます。

2 市は、こどもが身近な場所で家族や友達、先生、地域の大人等との関係を作りながら、困りごとや不安に感じていることを気軽に話すことができるよう、多様な相談の場づくりを

進めます。

第6章 条例の周知及び計画の策定等

（条例の周知）

第20条 市は、この条例の理念及び内容を一人でも多くの人に理解してもらい、私たちの取組をより進めるための活動を行います。

（こどもに関する計画の策定等）

第21条 市は、こどもに関する計画を立てるとき及び実施するときは、この条例の理念に従うとともに、こどもをはじめとした市民の意見が十分に反映されるよう努めます。

2 市は、こどもに関する計画の目的を達成するため、必要に応じてその計画を見直します。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

杉並区子どもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 子どもの権利の保障等（第4条・第5条）

第3章 区の責務及び保護者、子ども関係施設等、区民等の役割（第6条―第10条）

第4章 子どもの権利の保障に関する施策等（第11条―第18条）

第5章 杉並区子どもの権利救済委員（第19条―第25条）

第6章 委任（第26条）

附則

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重される、かけがえのない存在です。

全ての子どもは、児童の権利に関する条約に定められた権利が保障されています。

この子どもの権利は、何かと引き換えに保障されるものではありません。

しかしながら、子どもを取り巻く環境が変化する中で、自分らしく生きることの難しさや、いじめ、虐待、貧困等による様々な困難を抱える子どももあり、子どもの権利が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。

大人は、子どもをただ守られる存在としてではなく、社会の一員として尊重し、子どもが安心して健やかに成長できるようにする役割を担っています。

全ての大人は、子どもと子どもの権利について理解を深めるとともに、子どもの思い・考え・意見を聴き、真剣に受け止め、保護者、区民及び事業者等それぞれの立場で役割を積極的に果たすことを通じて、地域全体で子どもの権利の保障に取り組んでいく必要があります。

このような考えの下、子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約、こども基本法（令和4年法律第7

7号)及び東京都こども基本条例(令和3年東京都条例第51号)の精神にのっとり、子どもの権利の保障に関し、基本理念を定め、杉並区(以下「区」という。)、保護者、子ども関係施設、区民(区内に住み、働き、又は学ぶ者をいう。以下同じ。)&及び事業者(区内において、事業活動を行うものをいう。以下同じ。)&の責務等を明らかにし、子どもの権利の保障に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に満たない者(その心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、当該者に準ずると認められる者を含む。)であつて、区内に居住し、区内において就労し、又は区内にある子ども関係施設に就学し、入所し、若しくは通所し、若しくは当該子ども関係施設を利用するものをいう。
- (2) 保護者 親その他の親権を行う者、未成年後見人、里親その他の者で、子どもを現に監護し、又は養育するものをいう。
- (3) 子ども関係施設 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校又は各種学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設その他の子どもを教育し、又は育成することを目的とする施設又は事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 子どもに関する施策は、全ての子どもについて、差別的取扱いを受けることがないようにすること、その意見を尊重すること、その最善の利益を考慮すること及びその健やかな成長が図られることを基本理念として行われなければならない。

第2章 子どもの権利の保障等

(子どもの権利の保障)

第4条 全ての子どもは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利その他の権利を有する。

- (1) 安心して生きる権利 次のアからエまでに定めること。
 - ア 生命及び健康が大切にされること。
 - イ その人格を尊重され、愛されること。
 - ウ 私生活の秘密が侵されず、他人から過度に干渉を受けないこと。
 - エ 安心できる居場所を確保することができること。
 - (2) 自分らしく生きる権利 次のア及びイに定めること。
 - ア 一人ひとりが個人として尊重されること。
 - イ その興味又は関心等に応じた活動に取り組むことができること。
 - (3) 育つ権利 次のアからウまでに定めること。
 - ア 必要な支援を受けながら、多様かつ適切な環境で学ぶことができること。
 - イ 年齢及び発達 の程度に応じて遊ぶことができること。
 - ウ 十分に休息することができること。
 - (4) 意見を聴かれる権利 次のアからウまでに定めること。
 - ア 必要な情報を得て、意見を表明することができること。
 - イ 表明した意見が尊重されること。
 - ウ 多様な社会的活動に参画することができること。
 - (5) 守られる権利 次のア及びイに定めること。
 - ア 暴力、虐待、いじめ、体罰その他の子どもの品位を傷つけ、又はその心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動（以下「暴力等」という。）から保護されること。
 - イ 暴力等による被害を受けた場合に、適切かつ迅速に支援及び救済を受けることができること。
 - (6) 個別の必要に応じて支援を受ける権利 次のア及びイに定めること。
 - ア 子ども及びその家族の国籍、民族、性別、性自認、性的指向、財産の状況、障害の有無その他の属性又は状況により分け隔てられることなく共生できること。
 - イ その置かれている状況に応じ必要な支援を受けることができること。
- 2 何人も、前項の子どもの権利を尊重しなければならない。
- (暴力等の禁止等)

第5条 何人も、子どもに対して、暴力等をしてはならない。

- 2 前項に定めるもののほか、何人も、子どもに対して、不当な差別的取扱いその他の権利利益を不当に侵害する行為をしてはならない。

第3章 区の責務及び保護者、子ども関係施設等、区民等の役割

(区の責務)

第6条 区は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの権利の保障に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その監護し、又は養育する子どもの意見を聴き、これを尊重しつつ、その最善の利益を優先して考慮するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、その監護し、又は養育する子どもが安心して安全に暮らすことができる生活環境の確保に努めるものとする。

(子ども関係施設等の役割)

第8条 子ども関係施設及びその職員は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 子ども関係施設及びその職員は、子どもの意見を適切な方法により把握し、これを尊重して施設の運営を行うよう努めるものとする。
- 3 子ども関係施設及びその職員は、子どもが安心して安全に過ごすことができる環境を整備するよう努めるものとする。
- 4 子ども関係施設及びその職員は、子どもの権利について子どもに周知を図るとともに、子どもからの相談に対応する体制を整備するよう努めるものとする。

(区民の役割)

第9条 区民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深め、子どもの意見を尊重し、子どもが社会的活動に参画する機会を確保するとともに、

区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深め、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するとともに、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

第4章 子どもの権利の保障に関する施策等

(子どもの権利の保障に関する施策についての計画及び検証)

第11条 区は、子どもの権利の保障に関する施策についての計画を定めるものとする。

2 区は、子どもの権利の保障に関する施策の実施状況について検証し、改善を図るものとする。

3 第1項の規定による計画の策定及び前項の規定による検証に当たっては、子ども及び杉並区子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(相談体制の整備)

第12条 区は、子どもの権利に関し子ども及びその保護者その他の関係者が利用しやすい相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(暴力等の防止等のための措置)

第13条 区は、暴力等の防止、暴力等を受けた者等に対する相談の実施及び暴力等を受けた者の救済のために必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの居場所の確保)

第14条 区は、子どもの年齢及び発達程度、その置かれている環境等に応じて、必要な居場所が確保されるよう、必要な環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの意見表明等)

第15条 区は、子どもが必要な情報を得て意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、その意見がどのように考慮されたかについて子どもが理解できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 区は、子どもが意見を形成し、又は表明するために必要な支援を行うものとする。

る。

- 3 区は、子どもがその年齢及び発達程度に応じて多様な社会的活動に参画する機会が確保されるよう、必要な環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの権利に関する啓発活動及び支援)

第16条 区は、子どもの権利について、子どもが理解を深められるよう、必要な広報その他の啓発活動に努めるとともに、これを学習するための必要な支援を行うものとする。

- 2 区は、子どもの権利について、保護者、子ども関係施設及びその職員、区民並びに事業者の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(子ども等に対する支援等)

第17条 区は、子どもの年齢及び発達程度、その置かれている環境等に応じて、子ども及びその保護者に対し、必要な支援を行うものとする。

- 2 区は、子ども及びその保護者が地域社会から孤立することのないよう、地域において子ども及びその保護者を見守るための体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 区は、子ども関係施設が実施する子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援を行うものとする。

(関係者相互の連携の確保)

第18条 区は、子どもに関する施策が適切かつ円滑に行われるよう、子どもに関する施策に係る機関及び地域において子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

第5章 杉並区子どもの権利救済委員

(設置)

第19条 子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、区長の附属機関として、杉並区子どもの権利救済委員（以下「委員」という。）を置く。

- 2 委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 子どもの権利についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

- (2) 子どもの権利の侵害について、必要な調査、調整及び要請を行うこと。
- (3) 子どもの権利の侵害を防ぐため、区長に意見を述べること。
- (4) 子どもの権利に関する啓発活動を行うこと。
- 3 委員は、3人以内とし、人格が高潔で社会的信望があり、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して3期を超えることとなるときは、この限りでない。
- 6 委員は、それぞれ独立してその職務を行う。ただし、特に困難な相談又は救済の申立ての処理その他必要な場合については、合議によることができる。
- 7 区は、委員の職務の遂行について、その独立性を尊重するとともに、必要な体制の整備等の協力及び援助を行わなければならない。

(解嘱)

第20条 区長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。

- 2 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されない。

(責務)

第21条 委員は、基本理念にのっとり、子どもの意見を聴き、その意見を尊重して職務を遂行しなければならない。

- 2 委員は、子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、公正かつ中立な立場で適切かつ迅速に職務を遂行しなければならない。
- 3 委員は、関係機関等との連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 5 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

6 委員は、自己に関係のある事案については、その職務を行ってはならない。

(相談及び救済の申立て)

第22条 何人も、子どもの権利について、委員に対し、相談及び救済の申立てを行うことができる。

(調査及び調整)

第23条 委員は、前条の規定による救済の申立てがあつた場合その他必要があると認めた場合には、その内容について調査を行うものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合においては、この限りでない。

2 委員は、救済に係る子ども又はその保護者からの救済の申立てに基づき前項の調査を行う場合を除き、調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、その子どもの生命及び心身を守るために必要がある場合において、その子どもが置かれている状況等を考慮し、同意を得ることが困難であると認めるときは、この限りでない。

3 委員は、調査を開始した後において、その必要がないと認めるときは、調査を打ち切ることができる。

4 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害からの救済を図るため、必要な調整を行うことができる。

(要請)

第24条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係者に対し、是正の措置を講ずるよう要請することができる。

2 区は、前項の規定による要請を受けたときは、これを尊重し、適切に対応しなければならない。

3 区は、第1項の規定による要請を受けたときは、委員に対し、是正の措置の状況を報告しなければならない。

4 区以外の者は、第1項の規定による要請を受けたときは、これを尊重し、適切に対応するよう努めるものとする。

(活動状況の報告及び公表)

第25条 委員は、毎年度、その活動の状況について、区長に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第6章 委任

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第19条第2項第1号から第3号まで及び第22条から第24条までの規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

杉並区子どもの権利救済委員	日額 23,000円
---------------	------------

（提案理由）

子どもの権利に関し必要な事項を定める等の必要がある。

こども基本法

発令　　：令和4年6月22日号外法律第77号

最終改正：令和6年6月26日号外法律第68号

改正内容：令和6年6月26日号外法律第68号[令和6年9月25日]

○こども基本法

〔令和四年六月二十二日号外法律第七十七号〕

〔総理・文部科学・厚生労働大臣署名〕

こども基本法をここに公布する。

こども基本法

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 基本的施策（第九条―第十六条）

第三章 こども政策推進会議（第十七条―第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画

(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
- 4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 こども大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
- 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

- 3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
 - 二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- （資料提出の要求等）

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができ

る。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

- 一 附則第十条の規定 こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）
- 二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(少子化社会対策基本法の一部改正)

第三条 少子化社会対策基本法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 次条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が前条の規定による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第八条第一項の規定により作成した同項の基本計画は、この法律の施行後は、会議が前条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第八条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正)

第六条 子ども・若者育成支援推進法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が同法第八条第一項の規定により作成した同項の子ども・若者育成支援推進大綱は、この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第八条第一項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(復興庁設置法の一部改正)

第八条 復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正)

第九条 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(こども家庭庁設置法の一部改正)

第十条 こども家庭庁設置法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十一条 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔令和六年六月二六日法律第六八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔令和六年九月政令二九〇号により、令和六・九・二五から施行〕



オンライン登録・各種変更
よくあるご質問

募金・寄付する >



ユニセフについて



募金・支援



世界の子どもたちを知る



ご支援者のみなさまへ

HOME

世界の子どもたちを知る

活動施設

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）全文（政府訳）

子どもの権利

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）
全文（政府訳）

▶	前文	▶	第1～8条
▶	第9～16条	▶	第17～24条
▶	第25～32条	▶	第33～41条
▶	第42～45条	▶	第46～54条

条文の見出し一覧はこちら >

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けられることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

第1～8条

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

1. 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
2. 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
2. 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
3. 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

1. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

1. 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
2. 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

1. 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
2. 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9～16条

第9条

1. 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
2. すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
3. 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
4. 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

1. 前条 1 の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
2. 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条 1 の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

1. 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
2. このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
2. このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

1. 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
2. 1 の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - a. 他者の権利又は信用の尊重
 - b. 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

1. 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
2. 締約国は、児童が 1 の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
3. 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条

1. 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
2. 1 の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条

1. いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
2. 児童は、1 の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17～24条

第17条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- a. 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。

- b. 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- c. 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- d. 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- e. 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第18条

1. 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
2. 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
3. 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条

1. 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
2. 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条

1. 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
2. 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
3. 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアー、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

第21条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- a. 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。
- b. 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
- c. 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- d. 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- e. 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第22条

1. 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
2. このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第23条

1. 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
2. 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
3. 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
4. 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条

1. 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
2. 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - a. 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - b. 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - c. 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と戦うこと。
 - d. 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - e. 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - f. 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
3. 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
4. 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25～32条

第25条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第26条

1. 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。
2. 1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第27条

1. 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
2. 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
3. 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
4. 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第28条

1. 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - a. 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - b. 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中
等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必
要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - c. すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - d. すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が
与えられるものとする。
 - e. 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
2. 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するため
のすべての適当な措置をとる。
3. 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方
法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特
に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条

1. 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - a. 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - b. 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - c. 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文
明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - d. すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性
の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - e. 自然環境の尊重を育成すること。
2. この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはな
らない。ただし、常に、1 に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定
められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住
民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言
語を使用する権利を否定されない。

第31条

1. 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行
い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
2. 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術
的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条

1. 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若し
くは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を
認める。
2. 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締
約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
 - a. 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。
 - b. 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - c. この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第33～41条

第33条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の
不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての
適当な措置をとる。

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- a. 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- b. 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- c. わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第35条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売春又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

第36条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

第37条

締約国は、次のことを確保する。

- a. いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、18歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- b. いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- c. 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- d. 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

第38条

1. 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。
2. 締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
3. 締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
4. 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第39条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第40条

1. 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。
2. このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
 - a. いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作为を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。
 - b. 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
 - i. 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
 - ii. 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。
 - iii. 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
 - iv. 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。

- v. 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
 - vi. 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
 - vii. 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。
3. 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。
- a. その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
 - b. 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。
4. 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

第41条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- a. 締約国の法律
- b. 締約国について効力を有する国際法

第42～45条

第42条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

第43条

1. この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。
2. 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた10人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。
（※1995年12月21日、「10人」を「18人」に改める改正が採択され、2002年11月18日に同改正は発効した。）
3. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
4. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも4箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。
5. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
6. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち5人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの5人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。
7. 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。
8. 委員会は、手続規則を定める。
9. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。
10. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年1回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。
11. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
12. この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

第44条

1. 締約国は、（a）当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、（b）その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。
2. この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施につい

て包括的に理解するために十分な情報を含める。

3. 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1（b）の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。
4. 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
5. 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。
6. 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

第45条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- a. 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- b. 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。
- c. 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。
- d. 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

第46～54条

第46条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

第47条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第48条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第49条

この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第50条

1. いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。
2. 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の3分の2以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。
3. 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第51条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

第52条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

第53条

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

第54条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。 以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

ユニセフとは

世界約190の国と地域での活動

日本国内における活動

発信情報

アクセス

サイトマップ

よくあるご質問/お問合せ

個人情報の取り扱い

ウェブポリシー

著作権・ロゴ・リンク

収支・活動報告

日本ユニセフ協会について

税制上の優遇措置（寄付金控除）とは

公益財団法人 日本ユニセフ協会
〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス
郵便番号口座：00190-5-31000

Copyright © 公益財団法人 日本ユニセフ協会